

目次

第八章 再生計画認可後の手続（第百八十六条―第百九十条）

第九章 再生手続の廃止（第百九十一条―第百九十五条）

第十章 住宅資金貸付債権に関する特則（第百九十六条―第二百六条）

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百七条―第二百十条）

第十二章 簡易再生及び同意再生に関する特則（第二百一十一條―第二百十六條）

第二節 同意再生（第二百十七條―第二百二十条）

第十三章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則

第一節 小規模個人再生（第二百二十一條―第二百三十八條）

第二節 給与所得者等再生（第二百三十九條―第二百四十五條）

第十四章 再生手続と破産手続との間の移行

第一節 破産手続から再生手続への移行（第二百四十六條・第二百四十七條）

第二節 再生手続から破産手続への移行（第二百四十八條―第二百五十四條）

第十五章 罰則（第二百五十五條―第二百六十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第二条 この法律は、経済的に窮境にある債務者その他の権利関係者を適切に調整し、もって当該民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを旨とする。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。

二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。

- 4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他のの株式会社の子株式会社の議決権の過半数を有する場合
合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。
- 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について再生事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての再生手続開始の申立ては、当該株式会社の再生事件等が係属している地方裁判所にも訴えることができ、当該他の法人について再生事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての再生手続開始の申立ては、当該他の法人の再生事件等が係属している地方裁判所にも訴えることができる。
- 6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法人について再生事件等が係属している場合における当該法人の代表者についての再生手続開始の申立ては、当該法人の再生事件等が係属している地方裁判所にも訴えることができ、法人の代表者について再生事件が係属している場合における当該法人についての再生手続開始の申立ては、当該法人の代表者の再生事件が係属している地方裁判所にも訴えることができる。
- 7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について再生事件が係属しているときは、それぞれ当該各号に掲げる他の者についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にも訴えることができる。
- 8 一 相互に連帯債務者の関係にある個人
二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人
三 夫婦
- 9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高

等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。

10 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

(専属管轄)

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(再生事件の移送)

第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。

一 再生債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二 再生債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所

三 第五条第二項に規定する地方裁判所

四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所

ロ 再生債権者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に再生事件に係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

(任意的口頭弁論等)

第八条 再生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、再生事件に関して必要な調査をすることができる。

(不服申立て)

第九条 再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限る、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)

第十条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分がされた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を前項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

3 前項の登記には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項をも登記しなければならない。

一 前項に規定する第五十四条第一項の規定による処分の登記 監督委員の氏名又は名称及び住所並びに同条第二項の規定により指定された行為

二 前項に規定する第六十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による処分の登記 管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第七十条第一項た

し書（第八十三条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の許可があつたときはその旨並びに管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第七十条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容

4 第二項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

5 第一項の規定は、同項の再生債務者につき次に掲げる事由が生じた場合について準用する。

一 再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止又は再生計画認可若しくは不認可の決定の確定

二 再生計画取消しの決定の確定（再生手続終了前である場合に限る。）

3 再生手続終結の決定による再生手続の終結の登記官は、第一項の規定により再生手続開始の登記をする場合において、再生債務者について特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

7 登記官は、第五項第一号の規定により再生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

8 第六項の規定は、第五項第一号の規定により再生計画の認可の登記をする場合における破産手続開始の登記について準用する。

第十二条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一 再生債務者財産（再生債務者が有する一切の財産をいう。以下同じ。）に属する権利で登記がされたものに関し第三十条第一項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があつたとき。

二 登記のある権利に関し第三百三十四条の四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四百二十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分があつたとき。

2 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。

3 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて会社法第九百三十八条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記の抹消がされた場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は、再生計画認可の決定が確定した場合において、裁判所書記官が再生債務者に属する権利で登記がされたものについて破産手続開始の登記があることを知つたときについて準用する。

第十三条 登記の原因である行為が否認されたときは、監督委員又は管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。

2 登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

一 当該否認の登記

二 否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三 前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

3 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記（再生手続の関係において、その効力を主張することができるものに限る。第五項において同じ。）がされているときは、同項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、当該否認の登記の抹消及び同号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生計画認可の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

5 前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。こ

の場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされているときは、登記官は、職権で、同項第二号及び第三号に掲げる登記の抹消に代えて、同項第二号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

6 裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされている場合において、再生債務者について、再生手続開始の決定の取消し若しくは再生計画認可の決定が確定したとき、又は再生計画認可の決定が確定する前に再生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、当該否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。

(非課税)

第十四条 前三条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十五条 前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいづれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が再生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 再生債務者以外の利害関係人 第二十六条第一項の規定による中止の命令、第二十七条第一項の規定による禁止の命令、第三十条第

一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第三百三十四条の四第一項の規定による保全処分、第九十七条第一項の規定による中止の命令又は再生手続開始の申立てについての裁判

二 再生債務者 再生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは再生債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、再生債務者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は再生債務者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。以下この項及び次項において同じ。）、監督委員、調査委員又は個人再生委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び再生債務者等に限ることができる。

一 第四十一条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項ただし書の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第六十二条第二項若しくは第二百二十三条第三項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する調査の結果の報告又は第九十二条第五項若しくは第三項の規定による報告に係る文書等

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び再生債務者等を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、再生裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければならないその効力を生じない。（民事訴訟法の準用）

第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。

(最高裁判所規則)

第十九条 この法律に定めるもののほか、再生手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 削除

第二十條 削除

第一節 再生手続開始の申立て

第二十一条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

2 前項前段に規定する場合においては、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。（破産手続開始等の申立義務と再生手続開始の申立て）

第二十二条 他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、再生手続開始の申立てをすることを妨げない。

(疎明)

第二十三条 再生手続開始の申立てをするときは、再生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

2 債権者が、前項の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十四条 再生手続開始の申立てをするときは、申立人は、再生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取)

第二十四条の二 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべき

こと又は再生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等（再生債務者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、再生債務者の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは再生債務者の使用人その他の従業員の過半数を代表する者をいう。第二百四十六条第三項を除き、以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

(再生手続開始の条件)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生手続の費用の予納がないとき。

二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。

四 不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものではないとき。

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第五号に掲げる処分については、その手続の申立人である再生債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 再生債務者についての破産手続又は特別清算手続

二 再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権（商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（次条、第二十九条及び第三十九条において「再生債権に基づく強制執行等」という。）の手続で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

三 再生債務者の財産関係の訴訟手続

四 再生債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているもの手続

五 再生債権である共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（以下「再生債権に基づく外国租税滞納処分」という。）で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人）が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した手続又は同項第五号の規定により中止した処分の取消しを命ずることができる。

4 第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令）

第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、再生債務者の財産に対する再生債権に基づき強制執行等及び再生債権に基づく外国租税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に關し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）が発せられた場合には、再生債務者の財産に対して既にされている再生

債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

3 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 裁判所は、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第二項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

5 包括的禁止命令、第三項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 包括的禁止命令が発せられたときは、再生債権については、当該命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（包括的禁止命令に関する公告及び送達等）

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を再生債務者（保全管理人）が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の全文を知れている再生債権者及び再生債務者（保全管理人）が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、再生債務者に対する裁判書の送達があった時から、効力を生ずる。

3 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十九条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、再生債権に基づく強制執行等の申立人である再生債権者又は再生債権に基づく外国租税滞納処分を行う者（以下この項において「再生債権者等」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該再生債権者等の申立てにより、当該再生債権者等に

対しては包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該再生債権者等は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等又は再生債権に基づく外国租税滞納処分をすることができ、包括的禁止命令が発せられる前に当該再生債権者等がした再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対しては、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第二十九条第一項の規定による解除の決定があつた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（仮差押え、仮処分その他の保全処分）

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に關し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 裁判所が第一項の規定により再生債務者が再生債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、再生債権者は、再生手続の關係において、当該保全処分を反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張す

ることができない。ただし、再生債権者が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知つていたときに限る。

（担保権の実行手続の中止命令）

第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合に、競売申立人の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人に限り、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第百三十四条の四第一項の規定による保全処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二節 再生手続開始の決定

（再生手続開始の決定）

第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立てがあつたときは、第二十五条の規定によりこれを棄却する場合を除き、再生手続開始の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十四条 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債権の調査をするための期間を定めなければならない。

2 前項の場合において、知っている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるときは、裁判所は、次条第五項本文において準用する同条第三項第一号及び第三十七条本文の規定による知っている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第二百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨の決定をすることができる。

(再生手続開始の公告等)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第百六十九條の二第一項に規定する社債管理者等がないときは、第三号に掲げる事項については、公告することをしてしない。

一 再生手続開始の決定の主文

二 前条第一項の規定により定めた期間

三 再生債権者が発行した第百六十九條の二第一項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合における当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2 前条第二項の決定があったときは、裁判所は、前項各号に掲げる事項のほか、第五項本文において準用する次項第一号及び第三十七條本文の規定による知っている再生債権者に対する通知をせず、かつ、第二百二条第一項に規定する届出再生債権者を債権者集会（再生計画案の決議をするためのものを除く。）の期日に呼び出さない旨をも公告しなければならない。

3 次に掲げる者には、前二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

一 再生債権者及び知っている再生債権者

二 第五十四條第一項、第六十四條第一項又は第七十九條第一項前段の規定による処分がされた場合における監督委員、管財人又は保全管理人

4 前項の規定にかかわらず、再生債務者がその財産をもって約定劣後再生債権（再生債権者との再生債務者との間において、再生手続開始前に、当該再生債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十九條第一項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。）に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、当該約定劣後再生債権を有する者であつて知っているものに対しては、前項の規定による通知をすることを要しない。

5 第一項第二号、第三項第一号及び前項の規定は、前条第一項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、同条第二項の決定があつたときは、知っている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

(抗告)

第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第二十六条から第三十条までの規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(再生手続開始決定の取消し)

第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五條第三項各号に掲げる者（保全管理人及び同条第四項の規定により通知を受けなかった者を除く。）にその主文を通知しなければならない。ただし、第三十四條第二項の決定があつたときは、知っている再生債権者に対しては、当該通知をすることを要しない。

第三十八条 再生債務者は、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第六十六條及び第八十一條第一項において同じ。）を管理し、若しくは処分する権利を有する。

2 再生手続が開始された場合には、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利を行使し、再生手続を進行する義務を負う。

3 前二項の規定は、第六十四條第一項の規定による処分がされた場合には、適用しない。

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

2 裁判所は、再生に支障を来さないと認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、前項の規定により中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

3 再生手続開始の決定があつたときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八條第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかつた場合における同法第五十五條第二項及び第百四十八條第四項に規定する請求権を含む。）

二 第一項の規定により効力を失つた手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権

三 前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

4 再生手続開始の決定があつたときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第百八十一條第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

(訴訟手続の中断等)

第四十条 再生手続開始の決定があつたときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。

2 前項に規定する訴訟手続について、第百七條第一項、第百九條第二項（第百十三條第二項後段において準用する場合を含む。）又は第二百十三條第五項（第二百十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当然訴訟手続を受継する。

3 前二項の規定は、再生債務者の財産関係の事件のうち再生債権に関するものであつて、再生手続開始当時行政庁に係属するものについて準用する。

(債権者代位訴訟等の取扱い)

第四十条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三條第一項、第四百二十三條の七若しくは第四百二十四條第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三條第一項又は第四百二十三條の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

3 前項の場合においては、相手方の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4 第二項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、第六十八條第四項において準用する同条第二項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5 前項の場合には、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

6 第二項に規定する訴訟手続が第六十八條第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかかわらず、再生債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合において

は、受継の申立ては、相手方もすることができ

る。
7 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項又は第四百十條第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を当然受継する。

（再生債務者等の行為の制限）

第四十一條 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならぬものとすることができる。

- 一 財産の処分
- 二 財産の譲受け
- 三 借財
- 四 第四十九條第一項の規定による契約の解除
- 五 訴えの提起
- 六 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八號）第二條第一項に規定する仲裁合意をいう。）
- 七 権利の放棄
- 八 共益債権、一般優先債権又は第五十二條に規定する取戻権の承認
- 九 別除権の目的である財産の受戻し
- 十 その他裁判所の指定する行為

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（営業等の譲渡）

第四十二條 再生手続開始後において、再生債務者等が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができ

- 一 再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 二 再生債務者の子会社等（会社法第二條第三号の二に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定め）の場合にあっては、その割合）を超え

る。ロ 再生債務者が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社等の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

2 裁判所は、前項の許可を得ないときは、知れている再生債権者（再生債務者が再生手続開始の時にその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。）の意見を聴かなければならない。ただし、第十七條第二項に規定する債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

3 裁判所は、第一項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の許可を得ないでした行為について準用する。

（事業等の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可）

第四十三條

再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七條第一項第一号から第八号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限り。

2 前項の許可（以下この条において「代替許可」という。）の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所にあつて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九號）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供利用して送付する方法によりすることができ

5 前項の規定による送達をした場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二條第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

6 代替許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができ

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 代替許可を得て再生債務者の事業等の譲渡をする場合には、会社法第四百六十九條及び第四百七十條の規定は、適用しない。

（開始後の権利取得）

第四十四條

再生手続開始後、再生債権につき再生債務者財産に関して再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人又は再生債務者）の行為によらないで権利を取得しても、再生債権者は、再生手続の関係において、その効力を主張することができない。

2 再生手続開始の日に取得した権利は、再生手続開始後に取得したものとして推定する。

（開始後の登記及び登録）

第四十五條

不動産又は船舶に関し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（平成十六年法律第百二十三號）第五條第一号の規定による仮登記は、再生手続の関係において、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

（開始後の手形の引受け等）

第四十六條

為替手形の振出人又は裏書人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らずに引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、再生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（善意又は悪意の推定）

第四十七條 前二條の規定の適用については、第三十五條第一項の規定による公告（以下「再生

手続開始の公告」という。）前においてはその事実を知らなかったものと推定し、再生手続開始の公告後においてはその事実を知つたものと推定する。

（共有関係）

第四十八條

再生債務者が他人と共同して財産権を有する場合において、再生手続が開始されたときは、再生債務者等は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができ

2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて再生債務者の持分を取得することができる。

（双務契約）

第四十九條

双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時に共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第五十四條の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産財団」とあるのは「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替へるものとする。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第五十條

再生債務者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申立て前の給付に係る再生債権について弁済がないことを理由として、再生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権

(一定期間)ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

第五十一条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「再生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。

(取戻権)

第五十二条 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「再生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「再生債務者(管財人が選任されている場合にあつては、管財人)」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と読み替えるものとする。

(別除権)

第五十三条 再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。第三項において同じ。)

を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2 別除権は、再生手続によらないで、行使することができない。

3 担保権の目的である財産が再生債務者等による任意売却その他の事由により再生債務者財産に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

第三章 再生手続の機関

第一節 監督委員

(監督命令)

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 法人は、監督委員となることができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

5 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(監督命令に関する公告及び送達)

第五十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合について、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十六条 再生手続開始の決定があつた場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は

職権で、監督委員に対して、特定の行為について否認権を行使する権限を付与することができる。

2 監督委員は、前項の規定により権限を付与された場合には、当該権限の行使に必要なる範囲内で、再生債務者のために、金銭の収支その他の財産の管理及び処分をすることができる。

3 第七十七条第一項から第三項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合において、同条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であつて第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の監督委員であつて第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与されたもの、管財人」と読み替えるものとする。

4 裁判所は、第一項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、必要があると認めるときは、第一項の規定により権限を付与された監督委員が訴えの提起、和解その他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。

6 第四十一条第二項の規定は、監督委員が前項の許可を得ないでした行為について準用する。

(監督委員に対する監督等)

第五十七条 監督委員は、裁判所が監督する。

2 裁判所は、監督委員が再生債務者の業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。この場合においては、その監督委員を審尋しなければならない。

(数人の監督委員の職務執行)

第五十八条 監督委員が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査等)

第五十九条 監督委員は、次に掲げる者に対して再生債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 再生債務者

二 再生債務者の代理人

三 再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役及び清算人

四 前号に掲げる者に準ずる者

五 再生債務者の従業者(第二号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定は、同項各号(第一号を除く。)に掲げる者であつた者について準用する。

3 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、再生債務者の子会社等(次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人をいう。次項において同じ。)に対して、その業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 再生債務者が株式会社である場合 再生債務者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)

二 再生債務者が株式会社以外のものである場合 再生債務者が株式会社以外のものとして、その過半数を有する場合における当該株式会社

4 再生債務者(株式会社以外のものに限る。以下この項において同じ。)の子会社等又は再生債務者及びその子会社等が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、前項の規定の適用については、当該他の株式会社を当該再生債務者の子会社等とみなす。

(監督委員の注意義務)

第六十条 監督委員は、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠つたときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(監督委員の報酬等)

第六十一条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、再生債務者に対する債権又は再生債務者の株式その他の再生債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二節 調査委員

(調査命令)

第六十二条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるとき

は、利害関係人の申立てにより又は職権で、調査委員による調査を命ずる処分をすることができ。

2 裁判所は、前項の処分（以下「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

3 裁判所は、調査命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（監督委員に関する規定の準用）

第六十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十八条本文及び第五十九条から第六十一条までの規定は、調査委員について準用する。

第三節 管財人

（管理命令）

第六十四条 裁判所は、再生債務者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の管財人を選任しなければならない。

3 裁判所が管理命令を発しようとする場合には、再生債務者を審尋しなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（管理命令に関する公告及び送達）

第六十五条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 管理命令を発した旨及び管財人の氏名又は名称

二 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者（第五項において「財産所持者等」という。）は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

2 裁判所は、再生手続開始の決定と同時に管理命令を発したときは、再生手続開始の公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。

3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を、第三項の決定があつた場合又は管理命令が発せられた後に再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合にはその旨を、知れている財産所持者等に通知しなければならない。

6 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（管財人の権限）

第六十六条 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

（管理命令が発せられた場合の再生債務者の財産関係の訴えの取扱い）

第六十七条 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。

2 管理命令が発せられた場合には、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する。第百四十五条第一項の訴えに係る訴訟手続で再生債権者が当事者であるものについても、同様とする。

3 前項の規定により中断した訴訟手続のうち再生債権に関しないもの（第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたも

のを除く。）は、管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

4 第二項の規定により中断した訴訟手続のうち、再生債権に関するもので第百六条第一項、第百九条第一項若しくは第百十三条第二項前段の規定により提起され、若しくは第百七条第一項若しくは第百九条第二項（第百十三条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により受継されたもの又は第四十条の二第二項に規定するもので同項の規定により受継されたものは、管財人においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

5 前二項の場合においては、相手方の再生債務者又は第二項後段の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第六十八条 前条第二項の規定により中断した訴訟手続について同条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当該訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）を当然受継する。

2 再生手続が終了したときは、管財人を当事者とする再生債務者の財産関係の訴訟手続は、中断する。

3 再生債務者は、前項の規定により中断した訴訟手続（再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合における第百三十七条第一項の訴えに係るものを除く。）を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

4 第一項の規定は前条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合について、前二項の規定は管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合について準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項前段」と、「訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中断するものを除く。次項において同じ。）」とあるのは「訴訟手続」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、前条第三項の規定による受継があるまでに管理命令を取り消す旨の決定が確定した場合における同条第二項後段の規定に

より中断した訴訟手続について準用する。この場合において、第三項中「再生債務者」とあるのは、「前条第二項後段の再生債権者」と読み替えるものとする。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第六十九条 第六十七条第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

（数人の管財人の職務執行）

第七十条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができ。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（管財人代理）

第七十一条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（再生債務者の業務及び財産の管理）

第七十二条 管財人は、就職の後直ちに再生債務者の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（郵便物等の管理）

第七十三条 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の手業を行う者に対し、再生債務者にあてた郵便物等を管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 裁判所は、再生債務者の申立てにより又は職権で、管財人の意見を聴いて、前項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。

3 再生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。管理命令が取り消されたときも、同様とする。

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、再生債務者又は管財人は、即時抗告をすることができ。

5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第七十四条 管財人は、再生債務者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見るこ

とができる。
2 再生債務者は、管財人に對し、管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で再生債務者財産に關しないものの交付を求めることができる。

（管財人の行為に対する制限）

第七十五条 管財人は、裁判所の許可を得なければ、再生債務者の財産を譲り受け、再生債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために再生債務者と取引をすることができない。
2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に對抗することができない。

（管理命令後の再生債務者の行為等）
第七十六条 再生債務者が管理命令が発せられた後に再生債務者財産に關してした法律行為は、再生手続の關係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の當時管理命令が発せられた事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 管理命令が発せられた後に、その事実を知らないで再生債務者にした弁済は、再生手続の關係においても、その効力を主張することができない。
3 管理命令が発せられた後に、その事実を知った再生債務者にした弁済は、再生債務者財産が受けた利益の限度においてのみ、再生手続の關係において、その効力を主張することができない。
4 第四十七条の規定は、前三項の規定の適用について準用する。この場合において、「第三十五条第一項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）」とあるのは「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五条第一項の規定による公告）」と読み替えるものとする。

（取締役等の報酬）
第七十六条の二 管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者は、再生債務者に対して報酬を請求することができない。
（任務終了の場合の報告義務等）
第七十七条 管財人の任務が終了した場合には、管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の場合において、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の管財人がしなければならぬ。
3 管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は再生債務者が財産を管理することができに至るまで必要な処分をしなければならない。

4 再生手続開始の決定を取り消す決定、再生手続廃止の決定若しくは再生計画不認可の決定が確定した場合又は再生手続終了前に再生計画取消しの決定が確定した場合には、第二百五十二条第六項に規定する場合を除き、管財人は、共益債権及び一般優先債権を弁済し、これらの債権のうち異議のあるものについては、その債権を有する者のために供託をしなければならない。（監督委員に關する規定の準用）

第七十八条 第五十四条第三項、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は管財人について、同条の規定は管財人代理について準用する。

第四節 保全管理人

（保全管理命令）

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者（法人である場合に限る。以下この節において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の繼續のために特に必要があるとき、利害關係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に關し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができ。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。
3 前二項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。
4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。
6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（保全管理命令に關する公告及び送達）
第八十条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

（保全管理人の権限）
第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に對抗することができない。
3 第四十一条の規定は、保全管理人について準用する。

（保全管理人代理）
第八十二条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
（監督委員に關する規定等の保全管理人等への準用）
第八十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七條第一項、第七十条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第一項から第三項までの規定は保全管理人について、第六十一条の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告（再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第三十五条第一項の規定による公告）」とあるのは「第八十条第一項の規定による公告」と、第七十七条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人」と、同条第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

2 第六十七条第二項、第三項及び第五項の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十八条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が効力を失つた場合について準用する。
3 第六十七条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条第一項から第三項までの規定は、再生債務者の財産關係の事件で保全管理命令が発せられた當時行政庁に係属するものについて準用する。この場合において、第六十八条第一項及び第二項中「再生手続が終了したとき」とあるのは「保全管理命令が効力を失つたとき」と読み替えるものとする。
4 第七十六条の二の規定は、保全管理命令が発せられた場合における再生債務者が法人であるときのその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者について準用する。

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利

第八十四条 再生債務者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ。）は、再生債権とする。
2 次に掲げる請求権も、再生債権とする。
一 再生手続開始後の利息の請求権
二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権
三 再生手続参加の費用の請求権

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。
2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が、その有する再生債権の弁済を受けなければならないときは、事業の繼續に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、再生債務者と同項の中小企業者との取引の状況、再生債務者の資産状態、利害關係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 再生債務者等は、再生債権者から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5 少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済することを許可することができる。

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。

(再生債務者等による相殺)

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもつて再生債権と相殺することが再生債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

(再生債権者の手続参加)

第八十六条 再生債権者は、その有する再生債権をもつて再生手続に参加することができる。

2 破産法第百四条から第百七条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条から第百七条までの規定中「破産手続開始」とあるのは「再生手続開始」と、同法第百四条第一項、第三項及び第四項、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項中「破産手続に」とあるのは「再生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第四項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百十三条第二項において同じ。）を得なければならない。

(再生債権者の議決権)

第八十七条 再生債権者は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

一 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの 再生手続開始の時

から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する再生手続開始の時における法定利率による利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が再生手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三 次に掲げる債権 再生手続開始の時における評価額

イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭の支払を目的としない債権

ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

ホ 条件付債権

ヘ 再生債務者に対して行うことがある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

2 前項の規定にかかわらず、再生債権者は、第八十四条第二項に掲げる請求権、第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

3 第一項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

(別除権者の手続参加)

第八十八条 別除権者は、当該別除権に係る第五十三条第一項に規定する担保権によって担保される債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分についてのみ、再生債権者として、その権利を行うことができる。ただし、当該担保権によって担保される債権の全部又は一部が再生手続開始後に担保されないこととなった場合には、その債権の当該全部又は一部について、再生債権者として、その権利を行うことを妨げない。

(再生債権者が外国で受けた弁済)

第八十九条 再生債権者は、再生手続開始の決定があった後に、再生債務者の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、再生債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて再生手続に参加することができる。

2 前項の再生債権者は、他の再生債権者（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の再生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができる。

(代理委員)

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができ。

4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(裁判所による代理委員の選任)

第九十条の二 裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のために同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5 第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一 前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二 裁判所が相当と認める額の報酬

6 第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

(報償金等)

第九十一条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(相殺権)

第九十二条 再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

2 再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、再生手続開始の時における賃料の六分分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、

再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができず。

3 前項に規定する場合において、再生債権者が、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、再生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、再生債権者が有する敷金の返還請求権は、再生手続開始の時における賃料の六ヶ月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4 前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

(相殺の禁止)

第九十三条 再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二 支払不能（再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら再生債権をもつてする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。

三 支払の停止があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時ににおいて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

四 再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

二 節 再生債権の届出

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならぬ。

2 別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的である財産及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない。

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再生債権者が知つた時より前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

第九十三条の二 再生債務者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。

二 支払不能になった後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知っていたとき。

三 支払の停止があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 再生手続開始の申立て等があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する再生債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再生債務者に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

四 再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

二 節 再生債権の届出

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならぬ。

2 別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的である財産及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない。

（届出の追完等）

第九十五条 再生債権者がその責めに帰することができない事由によつて債権届出期間内に届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる。

2 前項に定める届出の追完の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3 債権届出期間経過後に生じた再生債権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、届出をしなければならない。

4 第一項及び第三項の届出は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、再生債権者が、その責めに帰することができない事由によつて、届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

（届出名義の変更）

第九十六条 届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。第一百条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を取得した者についても、同様とする。

（罰金、科料等の届出）

第九十七条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一 再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手続開始前の罰金等」という。）

二 共助対象外国租税の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。）

第九十八条 削除

第三節 再生債権の調査及び確定

（再生債権者表の作成等）

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第一百一条第三項の規定により再生債務者等が認否書に記載した再生債権について、再生債権者表を作成しなければならない。

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容（約定劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下この節において同じ。）及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 再生債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（再生債権の調査）

第一百条 裁判所による再生債権の調査は、前条第二項に規定する事項について、再生債務者等が作成した認否書並びに再生債権者及び再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）の書面による異議に基づいてする。

（認否書の作成及び提出）

第一百一条 再生債務者等は、債権届出期間内に届出があつた再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

2 再生債務者等は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があつた再生債権についても、その内容及び議決権（当該届出事項の変更があつた場合には、変更後の内容及び議決権）についての認否を前項の認否書に記載することができる。

3 再生債務者等は、届出がされていない再生債権があることを知っている場合には、当該再生債権について、自認する内容その他最高裁判所規則で定める事項を第一項の認否書に記載しなければならない。

4 債権届出期間内に約定劣後再生債権の届出がなかつたときは、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が知っているものについては、適用しない。

5 再生債務者等は、第三十四条第一項に規定する再生債権の調査をするための期間（以下「一般調査期間」という。）前の裁判所の定める期限までに、前各項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

6 前項の規定により提出された認否書に、第一項に規定する再生債権の内容又は議決権についての認否の記載がないときは、再生債務者等において、これを認めたものとみなす。当該認否書に第二項に規定する再生債権の内容又は議決権のいずれかについての認否の記載がない場合についても、同様とする。

（一般調査期間における調査）

第二百二条 届出をした再生債権者（以下「届出再生債権者」という。）は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する再生債権の内容若しくは議決権又は同条第三項の規定により認否書に記載された再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

2 再生債権者（管財人が選任されている場合に限る。）は、一般調査期間内に、裁判所に対し、前項に規定する再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

3 一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、再生債権者、管財人及び届出再生債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知れている再生債権者）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、第四十三条第四項に規定する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

（特別調査期間における調査）

第二百三条 裁判所は、第九十五条の規定による届出があり、又は届出事項の変更があつた再生債権について、その調査をするための期間（以下「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、再生債権者等が第一百一条第二項の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該再生債権を有する者の負担とする。

3 再生債権者等は、特別調査期間に係る再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合には、第一百一条第六項前段の規定を準用する。

4 届出再生債権者は前項の再生債権の内容又は議決権について、再生債権者（管財人が選任されている場合に限る。）は同項の再生債権の内容について、特別調査期間内に、裁判所に対し、書面で、異議を述べることができる。

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における裁判書の送達について準用する。

（特別調査期間に関する費用の予納）

第二百三条の二 前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6 前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（再生債権の調査の結果）

第二百四条 再生債権の調査において、再生債権者等が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者の異議がなかつたときは、その再生債権の内容又は議決権の額（第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権にあつては、その内容）は、確定する。

2 裁判所書記官は、再生債権の調査の結果を再生債権者表に記載しなければならない。

3 第一項の規定により確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（再生債権の査定の裁判）

第二百五条 再生債権の調査において、再生債権の内容について再生債権者等が認めず、又は届出再生債権者が異議を述べた場合には、当該再生債権（以下「異議等のある再生債権」という。）を有する再生債権者は、その内容の確定のために、当該再生債権者等及び当該異議を述べた届出再生債権者（以下この条から第七条まで及び第九十九条において「異議者等」という。）の全員を相手方として、裁判所に査定の申立てをすることができる。ただし、第七十七条第一項並びに第九十九条第一項及び第二項の場合には、この限りでない。

2 前項本文の査定の申立ては、異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から一月の不変期間内にしなければならない。

3 第一項本文の査定の申立てがあつた場合には、裁判所は、当該申立てを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判をしなければならない。

4 査定の裁判においては、異議等のある再生債権について、その債権の存否及びその内容を定める。

5 裁判所は、査定の裁判をする場合には、異議者等を審尋しなければならない。

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（査定の申立てについての裁判に対する異議の訴え）

第二百六条 前条第一項本文の査定の申立てについての裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えが提起された第一審裁判所は、再生裁判所が再生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合（再生裁判所が第七條第四号の規定により再生事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことと根拠となる規定が同号又はハの規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない場合にあっては、同条第二項に規定する地方裁判所）に移送することができる。

4 第一項の訴えは、これを提起する者が、異議等のある再生債権を有する再生債権者であるときは異議者等の全員を、異議者等であるときは当該再生債権者を、それぞれ被告としなければならない。

5 第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができる。

6 同一の債権に関し第一項の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の裁判を認可し、又は変更する。

（異議等のある再生債権に関する訴訟の受継）

第二百七条 異議等のある再生債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属する場合において、再生債権者がその内容の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2 第二百五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

（主張の制限）

第二百八条 第二百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続又は第二百六条第一項の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、再生債権者は、異議等のある再生債権の内容及び原因について、再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）

第二百九条 異議等のある再生債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、再生債権者がすることのできる訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する再生債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属する場合において、異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、異議者等は、当該再生債権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第二百五条第二項は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第二百六条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合においては、第二百六条第五項中「同項の期間」とあるのは、「異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第二百五条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかつた場合には、異議者等が再生債権者であるときは第二百二条第一項又は第二百三条第四項の異議はなかつたものとみなし、異議者等が再生債権者等であるときは再生債権者等においてその再生債権を認めたものとみなす。

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)
第一百十條 裁判所書記官は、再生債務者等又は再生債権者の申立てにより、再生債権の確定に関する訴訟の結果(第五十條第一項本文の査定に申立てについての裁判に対する第六十條第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該裁判の内容)を再生債権者表に記載しなければならない。

(再生債権の確定に関する訴訟の判決等の効力)
第一百十一條 再生債権の確定に関する訴訟についての判決は、再生債権者の全員に対して、その効力を有する。
2 第五十條第一項本文の査定に申立てについての裁判に対する第六十條第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該裁判は、再生債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)
第一百十二條 再生債務者財産が再生債権の確定に関する訴訟(第五十條第一項本文の査定に申立てについての裁判を含む。)によって利益を受けたときは、異議を主張した再生債権者は、その利益の限度において、再生債務者財産から訴訟費用の償還を請求することができる。
 (再生手続終了の場合における再生債権の確定手続の取扱い)
第一百十二條の二 再生手続が終了した際現に係属する第五十條第一項本文の査定に申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2 第六十八條第二項及び第三項の規定は、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合における管財人を当事者とする第五十條第一項本文の査定に申立てに係る査定の手続について準用する。
3 再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合において、再生手続終了後に第五十條第一項本文の査定に申立てについての裁判があったときは、第六十條第一項の規定により同項の訴えを提起することができる。

4 再生手続が終了した際現に係属する第六十條第一項の訴えに係る訴訟手続であって、再生債務者等が当事者でないものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5 再生手続が終了した際現に係属する訴訟手続(再生債務者等が当事者であるものを除く。)であって、第七十條第一項又は第九十條第二項の規定による受継があったものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは中断しないものとする。

6 前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第六十八條第三項の規定を準用する。
 (再生手続開始前の罰金等についての不服の申立て)
第一百十三條 再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権については、第六十條から前条までの規定は、適用しない。

2 第九十七條の規定による届出があった請求権(罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。)の原因(共助対象外国租税の請求権を除く。)は、共助実施決定が審査請求、訴訟(刑事訴訟を除く。次項において同じ。)その他の不服の申立てをすることができるところである場合には、再生債務者等は、当該届出があった請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3 前項の場合において、当該届出があった請求権に關し再生手続開始の当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債務者等は、当該届出があった請求権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があった請求権に關し再生手続開始当時再生債務者の財産関係の事件が行政庁に係属するときは、同様とする。

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、再生債務者等が第二項に規定する届出があったことを知った日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第四十條第二項の規定は第九十七條の規定による届出があった請求権について、第六十八條、第六十條及び第六十一條第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があった場合について準用する。

第四節 債権者集会及び債権者委員会

(債権者集会の招集)

第一百十四條 裁判所は、再生債務者等若しくは第一百十七條第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあつたときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

(債権者集会の期日の呼出し等)

第一百十五條 債権者集会の期日には、再生債務者、管財人、届出再生債権者及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第三十四條第二項の決定があつたときは、再生計画案の決議をするための債権者集会の期日を除き、届出再生債権者を呼び出すことを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない届出再生債権者は、呼び出さないことができる。

3 債権者集会の期日は、労働組合等に通知しなければならない。

4 裁判所は、債権者集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(債権者集会の指揮)
第一百十六條 債権者集会は、裁判所が指揮する。

(債権者委員会)

第一百十七條 裁判所は、再生債権者をもって構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に關与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。
 二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に關与することについて同意していると認められること。
 三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。
2 裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「債権者委員会」という。)に対して、意見の陳述を求めることができる。

3 債権者委員会は、再生手続において、裁判所、再生債務者等又は監督委員に対して、意見を述べることができる。

4 債権者委員会に再生債務者の再生に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した再生債権者の申立てにより、再生債務者財産から、当該再生債権者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

(債権者委員会の意見聴取)

第一百十八條 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、再生債務者等に対して、その旨を通知しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債権者委員会の意見を聴かなければならない。
 (再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務)
第一百十八條の二 再生債務者等は、第二百二十四條第二項又は第二百五十條第一項若しくは第二項の規定により報告書等(報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。

2 再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七條第一項に規定する支障部分を該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

(再生債務者等に対する報告命令)
第一百十八條の三 債権者委員会は、再生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、再生債務者等に再生債務者の業務及び財産の管理状況その他再生債務者の事業の再生に關し必要な事項について第二百五十條第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、再生債務者等が当事者でないものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは中断するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは中断しないものとする。

者等に対し、第二百二十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権

(共益債権となる請求権)

第一百十九条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

- 一 再生債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
- 二 再生手続開始後の再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権
- 三 再生計画の遂行に関する費用の請求権(再生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第六十一条第一項(第六十三条、第七十八条及び第八十三条第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の二第五項、第九十一条第一項、第一百二十二条、第一百七十七条第四項及び第二百二十三条第九項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)

の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた請求権

七 再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、再生手続開始後に生じたもの(前各号に掲げるものを除く。)

(開始前の借入金等)

第一百二十条 再生債務者(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)

が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

二 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

三 再生債務者が第一項の許可又は前項の承認を得て第一項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

四 保全管理人が再生債務者の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

(社債管理者等の費用及び報酬)

第二百二十条の二 社債管理者又は社債管理補助者が再生債権である社債の管理に関する事務を行うおうとする場合には、裁判所は、再生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該社債管理者又は社債管理補助者の再生債務者に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

二 社債管理者又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで再生債権である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理者又は社債管理補助者が再生債務者の事業の再生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

三 裁判所は、再生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

四 前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

五 第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

六 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十四条の二第二項に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第一百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第一百三十九条の九の二第二項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法(平成七年法律第五号)第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者

相互会社(同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。)

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百六十六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百七条の二第二項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七項に規定する特定社債

(共益債権の取扱い)

第二百一十一条 共益債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

二 共益債権は、再生債権に先立って、弁済する。

三 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分例による中止又は取消しについても、同様とする。

四 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

五 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

六 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(一般優先債権)

第二百二十二条 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権(共益債権であるものを除く。)

は、一般優先債権とする。

二 一般優先債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

三 優先債権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。

四 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押え又は一般優先債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行について準用する。

(開始後債権)

第二百二十三条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除く。)

は、開始後債権とする。

二 開始後債権は、再生手続が開始された時から再生計画で定められた弁済期間が満了する時(再生計画認可の決定が確定する前に再生手続が終了した場合にあつては再生手続が終了した時、その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)

三 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分例による中止又は取消しについても、同様とする。

第六章 再生債務者の財産の調査及び確保

第一節 再生債務者の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)

第二百二十四条 再生債務者等は、再生手続開始後(管財人については、その就職の後)遅滞なく、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時における価額を評定しなければならない。

二 再生債務者等は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに再生手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

三 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、評価人を選任し、再生債務者の財産の評価を命ずることができる。

(裁判所への報告)

第二百二十五条 再生債務者等は、再生手続開始後(管財人については、その就職の後)遅滞なく、次の事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 再生手続開始に至った事情

二 再生債務者の業務及び財産に関する経過及び現状

三 第四百二十二条第一項の規定による保全処分又は第四百四十三条第一項の規定による査定の裁判を必要とする事情の有無

- 四 その他再生手続に関し必要な事項
- 2 再生債務者等は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。
- 3 監督委員は、裁判所の定めるところにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(財産状況報告集会への報告)

- 第二百二十六条 再生債務者の財産状況を報告するために招集された債権者集会においては、再生債務者等は、前条第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

- 2 前項の債権者集会（以下「財産状況報告集会」という。）においては、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者から、管財人の選任並びに再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

- 3 財産状況報告集会においては、労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

第二節 否認権

(再生債権者を害する行為の否認)

- 第二百二十七条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

- 一 再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

- 二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

- 2 再生債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、債権者の受けた給付の価額が当該行為によつて消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務

の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

- 3 再生債務者が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

- 第二百二十七条の二 再生債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

- 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害することとなる処分（以下「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

- 二 再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

- 三 相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

- 2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

- 一 再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

- 二 再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

- イ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

- ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

- ハ 株式会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

- 三 再生債務者の親族又は同居者

- (特定の債権者に対する担保の供与等の否認)
第二百二十七条の三 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関

する行為に限る。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

- 一 再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限り、

- イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であつたこと又は支払の停止があつたこと

- ロ 当該行為が再生手続開始の申立て等があつた後にされたものである場合 再生手続開始の申立て等があつたこと

- 二 再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと）を知っていたものと推定する。

- 一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

- 二 前項第一号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合

- 3 第一項各号の規定の適用については、支払の停止（再生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

(手形債務支払の場合等の例外)

- 第二百二十八条 前条第一項第一号の規定は、再生債務者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

- 2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつ

て知らなかったときは、第五十六条第一項の規定により否認権を行使する権限を付与された監督委員（以下「否認権限を有する監督委員」という。）又は管財人は、これらの者に再生債務者が支払った金額を償還させることができる。

(権利変動の對抗要件の否認)

- 第二百二十九条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

- (執行行為の否認)
第二百三十条 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

- (支払の停止を要件とする否認の制限)
第二百三十一条 再生手続開始の申立て等の日から一年以上前にした行為（第二百二十七条第三項に規定する行為を除く。）は、支払の停止があつた後にされたものであること又は支払の停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の効果)

- 第二百三十二条 否認権の行使は、再生債務者財産を原状に復させる。

- 2 第二百二十七条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害することを知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

- (再生債務者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)
第二百三十二条の二 第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百二十七条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

二 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存しない場合 共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合 再生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

4 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第七百二十七条第一項若しくは第三項又は第七百二十七条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権の回復）

第三百三十三条 第七百二十七条の三第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がそ

の受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって現状に復する。

（転得者に対する否認権）

第三百三十四条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても、行使することができる。ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

一 転得者が転得の当時、再生債務者がした行為が再生債権者害することを知っていたとき

二 転得者が第七百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債権者害することを知らなかったときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した者であるとき。

第七百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

（再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第三百三十四条の二 再生債務者がした第七百二十七条第一項若しくは第三項又は第七百二十七条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認されたときは、転得者は、第七百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えたときは、転得者は、共益債権者として再生債務者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第七百三十二条の二第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第七百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによつて消滅した債権の価額を限度とする。

5 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によつて否認しようとするときは、第七百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額（第七百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあつては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第三百三十四条の三 再生債務者がした第七百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によつて否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によつて否認されたとき第七百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

（否認権のための保全処分）

第三百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人）の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

第三百三十四条の五 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

2 再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

3 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が再生債務者財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者財産に属する財産による担保に交換しなければならない。

4 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十八条並びに第二章第四節（第三十七条第五項から第七項までを除く。）及び第五節の規定は、第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

（否認権の行使）

第三百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

い。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（査定の裁判に対する異議の訴え）

第四百四十五条 第四百四十三条第一項の査定の裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴え（次項の訴えを除く。）は、これを提起する者が、役員であるときは第四百四十三条第一項の申立てをした者を、同項の申立てをした者であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4 職権でされた査定の裁判に対する第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは再生債務者等を、再生債務者等であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

第四百四十六条 前条第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

2 前条第一項の訴えが数個同時に係属するとき、は、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

3 前条第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、査定の裁判を認可し、変更し、又は取り消す。

4 査定の裁判を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 査定の裁判を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九條第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

6 再生手続が終了したときは、前条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて再生債務者等が当事者でないものは、中断する。この場合においては、第六十八條第三項の規定を準用する。

（査定の裁判の効力）

第四百四十七条 第四百四十五条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されないとき、又は却下されたときは、査定の裁判は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

第四節 担保権の消滅

（担保権消滅の許可等）

第四百四十八条 再生手続開始の時に再生債務者の財産につき第五十三條第一項に規定する

担保権（以下この条、次条及び第五百五十二條において「担保権」という。）が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に對し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

2 前項の許可の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 担保権の目的である財産の表示

二 前号の財産の価額

三 消滅すべき担保権の表示

四 前号の担保権によつて担保される債権の額

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その裁判書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この条から第五百五十三條までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4 第一項の許可の決定に對しては、担保権者は、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第二項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第三項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

7 民法第三百九十八條の二十第二項の規定は、第一項の許可の申立てが取り下げられ、又は同項の許可が取り消された場合について準用する。

（価額決定の請求）

第四百四十九条 担保権者は、申立書に記載された前条第二項第二号の価額（第五百五十一條及び第五百五十二條において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。

2 前条第一項の許可をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。

3 第一項の規定による請求（以下この条から第五百五十二條までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として再生裁判所の定める金額を預納しなければならない。

5 前項に規定する費用の予納がないときは、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

（財産の価額の決定）

第五百五十條 価額決定の請求があつた場合には、再生裁判所は、当該請求を却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。

3 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第五百五十二條第一項において「請求期間」という。）が経過した後に行なければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた担保権者に対しても、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定に對しては、再生債務者等及び担保権者は、即時抗告をすることができる。

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（費用の負担）

第五百五十一條 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた価額が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、そのを超える額に相当する部分は再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3 第一項の規定により再生債務者に対して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

（価額に相当する金銭の納付等）

第五百五十二條 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかつたとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金銭を、第五百五十二條第二項の決定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金銭を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

2 担保権者の有する担保権は、前項の規定による金銭の納付があつた時に消滅する。

3 第一項の規定による金銭の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 再生債務者等が第一項の規定による金銭の納付をしないときは、裁判所は、第四百四十八條第一項の許可を取り消さなければならない。

（配当等の実施）

第五百五十三條 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第五百五十一條第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剰余金を再生債務者等に交付する。

3 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は、第一項の配当の手続について、同法第八十八條、第九十一條及び第九十二條の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第七章 再生計画

第一節 再生計画の条項

（再生計画の条項）

第百五十四条 再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

- 一 全部又は一部の再生債権者の権利の変更
- 二 共益債権及び一般優先債権の弁済
- 三 知れている開始後債権があるときは、その内容

2 債権者委員会が再生計画で定められた弁済期間内にその履行を確保するため監督その他の関与を行う場合において、再生債務者がその費用の全部又は一部を負担するときは、その負担に関する条項を定めなければならない。

3 第百六十六条第一項の規定による裁判所の許可があった場合には、再生計画の定めによる再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。

4 第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があった場合には、再生計画において、募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集（同法第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものを除く。以下この章において同じ。）に関する条項を定めることができる。

（再生計画による権利の変更）

第百五十五条 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十条第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、約定劣後再生債権の届出がある場合における再生計画においては、再生債権（約定劣後再生債権を除く。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者との間においては、第三十五条第四項に規定する配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

3 再生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある

場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

4 再生手続開始前の罰金等については、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

5 再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

（権利の変更の一般的基準）

第百五十六条 再生債権者の権利を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準（約定劣後再生債権の届出があるときは、約定劣後再生債権についての一般的基準を含む。）を定めなければならない。

（届出再生債権者等の権利に関する定め）

第百五十七条 再生債権者の権利を変更する条項においては、届出再生債権者及び第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権者の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、前条の一般的基準に従って変更した後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第百五十九条及び第百六十条第一項に規定する再生債権については、この限りでない。

2 前項に規定する再生債権者の権利で、再生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

（債務の負担及び担保の提供に関する定め）

第百五十八条 再生債務者以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等再生のために債務を負担するときは、再生計画において、その者を明示し、かつ、その債務の内容を定めなければならない。

2 再生債務者又は再生債務者以外の者が、再生のために担保を提供するときは、再生計画において、担保を提供する者を明示し、かつ、担保の内容を定めなければならない。

（未確定の再生債権に関する定め）

第百五十九条 異議等のある再生債権で、その確定手続が終了していないものがあるときは、再生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

（別除権者の権利に関する定め）

第百六十条 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再

生債権を有する者があるときは、再生計画において、その債権の部分が確定した場合における再生債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができる。この場合においては、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならない。

（再生債務者の株式の取得等に関する定め）
第百六十一条 再生計画によって株式会社である再生債務者が当該再生債務者の株式の取得をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 再生債務者が取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 二 再生債務者が前号の株式を取得する日

2 再生計画によって株式会社である再生債務者の株式の併合をするときは、会社法第百八十条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 再生計画によって株式会社である再生債務者の資本金の額の減少をするときは、会社法第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

4 再生計画によって株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

（募集株式を引き受ける者の募集に関する定め）

第百六十二条 株式会社である再生債務者が、第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、再生計画において、会社法第百九十九条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

第二節 再生計画案の提出

（再生計画案の提出時期）

第百六十三条 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）又は届出再生債権者は、裁判所の定め

る期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、前二項の規定により定めた期間を伸長することができる。

（再生計画案の事前提出）

第百六十四条 再生債務者等は、前条第一項の規定にかかわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合には、第百五十七条及び第百五十九条に規定する事項を定めないで、再生計画案を提出することができる。この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項について、再生計画案の条項を補充しなければならない。

（債務を負担する者等の同意）

第百六十五条 第百五十八条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

2 第百六十条第二項の仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根抵当権を有する者の同意を得なければならない。

（再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可）
第百六十六条 第百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

2 裁判所は、株式会社である再生債務者とその財産をもって債務を完済することができない場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その裁判書を当該許可の申立てをした者に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に對する送達については、第四十三条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 第一項の規定による許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

(募集株式を引き受ける者の募集を定める条項に関する許可)

第百六十六條の二 第百五十四條第四項に規定する条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2 再生債務者は、前項の再生計画案を提出しようとするときは、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

3 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができない状態にあり、かつ、当該募集株式を引き受ける者の募集が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第二項の許可の決定があつた場合について準用する。

(再生計画案の修正)

第百六十七條 再生計画案の提出者は、裁判所の許可を得て、再生計画案を修正することができる。ただし、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

(再生債務者の労働組合等の意見)

第百六十八條 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければならない。前条の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

第三節 再生計画案の決議
(決議に付する旨の決定)

第百六十九條 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一 一般調査期間が終了していないとき。

二 財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五條第一項の報告書の提出がないとき。

三 裁判所が再生計画案について第百七十四條第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件のいずれかに該当するものと認めるとき。

四 第百九十一條第二号の規定により再生手続を廃止するとき。

2 裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる再生債権者(以下「議決権者」という。)の議決権行使の方法及び第百七十二條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に

対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 債権者集会の期日において議決権を行使する方法

二 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。)により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3 裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び再生計画案の内容又はその要旨を第百五十五條第一項本文に規定する者(同条第二項に規定する者を除く。)に通知しなければならない。

4 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

5 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第百十四條前段の申立てをすることができる者が前項の期間内に再生計画案の決議をするための債権者集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

(議決権者等の議決権の行使に関する制限)

第百六十九條の二 再生債権である社債又は第百二十條の二第六項各号に定める債権(以下この条において「社債等」という。)を有する者は、当該社債等について社債管理者、社債管理補助者(当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。)又は同項各号に掲げる者(以下この条において「社債管理者等」という。)がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一 当該社債等について再生債権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二 当該社債管理者等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に對し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき(当該申出のあつた再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。)

2 前項第二号に規定する申出のあつた再生債権である社債等を取扱した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができる。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六條第一項若しくは第七百十四條の四第三項(これらの規定を医療法第五十四條の七において準用する場合を含む。)の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の九第四項若しくは同法第百三十九條の九の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四條の四第三項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一條の七第四項若しくは第六十一條の七の三第三項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第百二十七條第四項若しくは同法第百二十七條の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四條の四第三項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六條第一項ただし書(医療法第五十四條の七において準用する場合を含む。)、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一條の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第百二十七條第四項ただし書の通知がされたとき。

(債権者集会が開催される場合における議決権の額の定め方等)

第百七十條 裁判所が議決権行使の方法として第百六十九條第二項第一号又は第三号に掲げる方

法を定めた場合においては、再生債務者等又は届出再生債権者は、債権者集会の期日において、届出再生債権者の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第百四條第一項の規定によりその額が確定した届出再生債権者の議決権については、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に應じて、議決権を行使することができる。

一 第百四條第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者 確定した額

二 前項本文の異議のない議決権を有する届出再生債権者 届出の額

三 前項本文の異議のある議決権を有する届出再生債権者 裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第三号の規定による決定を変更することができる。

(債権者集会が開催されない場合における議決権の額の定め方等)

第百七十一條 裁判所が議決権行使の方法として第百六十九條第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に應じて、議決権を行使することができる。

一 第百四條第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者 確定した額

二 届出再生債権者(前号に掲げるものを除く。) 裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

(議決権の行使の方法等)

第百七十二條 議決権者は、代理人をもつてその議決権を行使することができる。

2 議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百六十九條第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

（基準日による議決権者の確定）

第七十二条の二 裁判所は、相当と認めるときは、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における再生債権者表に記録されている再生債権者を議決権者と定めることができる。

2 裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

（再生計画案の可決の要件）

第七十二条の三 再生計画案を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 議決権者（債権者集会に出席し、又は第六十九条第二項第二号に規定する書面等投票をしたものに限る。）の過半数の同意

二 議決権者の議決権の総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意

2 約定劣後再生債権の届出がある場合には、再生計画案の決議は、再生債権（約定劣後再生債権を除く。以下この条、第七十二条の五第四項並びに第七十四条の二第一項及び第二項において同じ。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う。ただし、議決権を有する約定劣後再生債権を有する者がなく、又は、この限りでない。

3 裁判所は、前項本文に規定する場合であつても、相当と認めるときは、再生計画案の決議は再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行うものとする。ことができる。

4 裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項の決定を取り消すことができる。

5 前二項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

6 第一項の規定にかかわらず、第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて

行う場合において再生計画案を可決するには、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号に掲げる同意のいずれもがなければならない。

第七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使した議決権者（その他の議決権を行使しなかつたものを除く。）があるときの第一項第一号又は前項の規定の適用については、当該議決権者一人につき、同号に規定する議決権者の数に一を、再生計画案に同意する旨の議決権の行使をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

（再生計画案の変更）

第七十二条の四 再生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第六十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、再生債権者に不利な影響を与えないときに限り、債権者集会において、裁判所の許可を得て、当該再生計画案を変更することができる。

（債権者集会の期日の続行）

第七十二条の五 再生計画案についての議決権行使の方法として第六十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該再生計画案が可決されるに至らなかつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる同意があるときは、裁判所は、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該再生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 第七十二条の三第一項各号のいずれかに掲げる同意

二 債権者集会の期日における出席した議決権者の過半数であつて出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の期日の続行についての同意

3 裁判所は、必要があると認めるときは、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を延長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

4 前三項の規定は、第七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を

有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合には、再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者の双方について第一項各号のいずれかに掲げる同意があるときに限り、適用する。

（再生計画案が可決された場合の法人の継続）

第七十三条 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い、法人を継続することができる。

第四節 再生計画の認可等

（再生計画の認可又は不認可の決定）

第七十四条 再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。

一 再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、再生手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二 再生計画が遂行される見込みがないとき。

三 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至つたとき。

四 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

3 第十五条第一項本文に規定する者及び労働組合等は、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べるることができる。

4 再生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、第十五条第一項本文に規定する者に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。（約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則）

第七十四条の二 第七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られなかつたため再生計画案が可決されなかつたときにおいても、裁判所は、再生計画案を変更し、その同意が得られなかつた種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払ふことその他これに準じて公正かつ衡平に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画認可の決定をすることができる。

2 第七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行うべき場合において、再生計画案について、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られないことが明かなものがあるときは、裁判所は、再生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、その同意を得られないことが明かな種類の債権を有する者のために前項に規定する条項を定めて、再生計画案を作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明かな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

3 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明かな種類の債権を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならない。

第七十五条 再生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、再生債務者が再生手続開始の時にいてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、約定劣後再生債権を有する者は、再生計画の内容が約定劣後再生債権を有する者の間で第七十五条第一項に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

3 議決権を有しなかつた再生債権者が第一項の即時抗告をするときは、再生債権者であることを疎明しなければならない。

4 前項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

（再生計画の効力発生の時期）

第七十六條 再生計画は、認可の決定の確定により、効力を生ずる。

（再生計画の効力範囲）

第七十七條 再生計画は、再生債務者、すべての再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

2 再生計画は、別除権者が有する第五十三條第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（再生債権の免責）

第七十八條 再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる。ただし、再生手続開始前の罰金等については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（届出再生債権者等の権利の変更）

第七十九條 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

2 前項に規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによつて認められた権利を行使することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（再生計画の条項の再生債権者表への記載等）

第八十條 再生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、再生計画の条項を再生債権者表に記載しなければならない。

2 前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによつて認められた権利については、そ

の再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

3 第一項の場合には、前項の権利で金銭の支払その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、再生債務者及び再生のために債務を負担した者に対して、その再生債権者表の記載により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二條及び第四百五十三條の規定の適用を妨げない。

（届出のない再生債権等の取扱い）

第八十一條 再生計画認可の決定が確定したときは、次に掲げる再生債権（約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権を除く。）は、第五百五十六條の一般的基準に従い、変更される。

一 再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができなかった再生債権で、その事由が第九十五條第四項に規定する決定前に消滅しなかったもの

二 前号の決定後に生じた再生債権

三 第一百一条第三項に規定する場合において、再生債務者が同項の規定による記載をしなかつた再生債権

2 前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に、再生計画に基づき弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

3 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様とする。

（別除権者の再生計画による権利の行使）

第八十二條 再生債権者が第五十三條第一項に規定する担保権を有する場合には、その行使によつて弁済を受けることができない債権の部分に確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによつて認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利を行使することができる。ただし、その担保権が根抵当権である場合において、再生計画に第六十條第二項の規定による仮払に

関する定め及び精算に関する措置の定めがあるときは、その定めるところによる。

（再生計画により再生債務者の株式の取得等がされた場合の取扱い）

第八十三條 第五百五十四條第三項の規定により再生計画において再生債務者の株式の取得に関する条項を定めたときは、再生債務者は、第六十一條第一項第二号の日に、認可された再生計画の定めによつて、同項第一号の株式を取得する。

2 第五百五十四條第三項の規定により再生計画において株式の併合に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることができる。この場合においては、会社法第十六條、第十七條、第十八條、第四及び第八十二條の五の規定は、適用しない。

3 前項の場合には、会社法第二百三十五條第二項において準用する同法第二百三十四條第二項の許可の申立てに係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 第五百五十四條第三項の規定により再生計画において資本金の額の減少に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、会社法第四百九條及び第七百四十條の規定は、適用しない。

5 前項の場合には、会社法第八百二十八條第一項第五号及び第二項第五号の規定にかかわらず、資本金の額の減少について、その無効の訴えを提起することができない。

6 第五百五十四條第三項の規定により再生計画において再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによつて変更される。

7 第二項、第四項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（再生計画に募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めた場合の取扱い）

第八十三條の二 第五百五十四條第四項の規定により再生計画において募集株式を引き受ける者

の募集に関する条項を定めたときは、会社法第九十九條第二項の規定にかかわらず、取締役の決定（再生債務者が取締役会設置会社である場合にあっては、取締役会の決議）によつて、同項に規定する募集事項を定めることができる。この場合においては、同条第四項並びに同法第二百四條第二項及び第二百五條第二項の規定は、適用しない。

2 会社法第二百一十一條第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の募集株式を引き受ける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（中止した手続等の失効）

第八十四條 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九條第一項の規定により中止した手続又は処分は、その効力を失う。ただし、同条第二項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。

（不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力）

第八十五條 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が第二百二條第二項又は第二百三條第四項の規定による異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対し、再生債権者表の記載により強制執行をすることができる。

第八章 再生計画認可後の手続

（再生計画の遂行）

第八十六條 再生計画認可の決定が確定したときは、再生債務者等は、速やかに、再生計画を遂行しなければならない。

2 前項に規定する場合において、監督委員が選任されているときは、当該監督委員は、再生債務者の再生計画の遂行を監督する。

3 裁判所は、再生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、再生債務者等又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対し、次に掲げる者のために、相당한担保を立てるべきことを命ずることができる。

一 再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者

二 異議等のある再生債権その確定手続が終了していないものを有する者

三 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を有する者

4 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(再生計画の変更)

第百八十七条 再生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で再生計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、再生手続終了前に限り、再生債務者、管財人、監督委員又は届出再生債権者の申立てにより、再生計画を変更することができる。

2 前項の規定により再生債権者に不利な影響を及ぼすものと認められる再生計画の変更の申立てがあった場合には、再生計画案の提出があった場合の手続に関する規定を準用する。ただし、再生計画の変更によって不利な影響を受けない再生債権者は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者(変更計画案について議決権を行使するための債権者集会に出席した者を除く。)であつて従前の再生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第百七十五条及び第百七十六条の規定は、再生計画変更の決定があつた場合について準用する。

(再生手続の終結)

第百八十八条 裁判所は、再生計画認可の決定が確定したときは、監督委員又は管財人が選任されている場合を除き、再生手続終結の決定をしなければならない。

2 裁判所は、監督委員が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画認可の決定が確定した後三年を経過したときは、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

3 裁判所は、管財人が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

4 監督命令及び管理命令は、再生手続終結の決定があつたときは、その効力を失う。

5 裁判所は、再生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

(再生計画の取消し)

第百八十九条 再生計画認可の決定が確定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。

一 再生計画が不正の方法により成立したと。

二 再生債務者等が再生計画の履行を怠つたこと。

三 再生債務者が第四十一条若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をしたこと。

2 前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生債権者が再生計画認可の決定に対する即時抗告により同号の事由を主張したとき、若しくはこれを知りながら主張しなかつたとき、再生債権者が同号に該当する事由があることを知つた時から一月を経過したとき、又は再生計画認可の決定が確定した時から二年を経過したときは、することができない。

3 第一項第二号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生計画の定めによつて認められた権利の全部(履行された部分を除く。)について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる権利を有する再生債権者であつて、その有する履行期限が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができ。

4 裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を第一項の申立てをした者及び再生債務者等に送達し、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第四項の決定が確定した場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債権者が再生計画によつて得た権利に影響を及ぼさない。

8 第百八十五条の規定は第四項の決定が確定した場合について、前条第四項の規定は再生手続

終了前に第四項の決定が確定した場合について準用する。

(破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合の取扱い等)

第百九十条 再生計画の履行完了前に、再生債務者について破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復する。ただし、再生債権者が再生計画によつて得た権利に影響を及ぼさない。

2 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の額から同項の再生計画により弁済を受けた額を控除した額とする。

4 前項の破産手続においては、同項の破産債権については、第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、従前の再生債権の額をもつて配当の手続に参加することができる債権の額とみなし、破産財団に当該弁済を受けた額を加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができない。

5 第一項の破産手続開始の決定がされたときは、再生債務者が再生手続終了後に再生計画によらずに再生債権者に対してした担保の供与は、その効力を失う。

6 新たな再生手続においては、再生債権者は、再生債権について第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて再生手続に参加することができる。

7 新たな再生手続においては、前項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができる。

8 新たな再生手続においては、第六項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、第一項の再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

9 新たな再生手続においては、従前の再生手続における共益債権は、共益債権とみなす。

第九章 再生手続の廃止

(再生計画認可前の手続廃止)

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかにしたとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三 再生計画案が否決されたとき、又は第百七十二条の第五本文及び第四項の規定により債権者集会の続行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないとき。

(再生手続の廃止)

第百九十二条 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前において、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の申立てをする場合には、申立人は、再生手続廃止の原因となる事実を疎明しなければならない。

(再生債務者の義務違反による手続廃止)

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。

一 再生債務者が第三十条第一項の規定による裁判所の命令に違反した場合

二 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合

三 再生債務者が第百一条第五項又は第百三条第三項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合

前項の決定をする場合には、再生債務者を審尋しなければならない。

(再生計画認可後の手続廃止)

第百九十四条 再生計画認可の決定が確定した後再生計画が遂行される見込みがないことが明らかにしたときは、裁判所は、再生債務者等

若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。
(再生手続廃止の公告等)

第九十五条 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

4 再生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 再生計画認可の決定が確定した後には再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

7 第八十五条の規定は第九十一条、第九十二条第一項又は第九十三条第一項の規定による再生手続廃止の決定が確定した場合(再生計画認可の決定が確定した後には再生手続廃止の決定が確定した場合を除く。)について、第九十八條第四項の規定は第一項の決定が確定した場合について準用する。

第十章 住宅資金貸付債権に関する特則(定義)

第九十六条 この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 個人である再生債務者が所有し、自己の居住の用に供する建物であつて、その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。ただし、当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、再生債務者が主として居住の用に供する一の建物に限る。

二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権をいう。

三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は

借地権の取得に必要な資金を含む。)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債権であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人(保証を業とする者に限る。以下「保証会社」という。)の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものをいう。

四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第九十九条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

五 住宅資金貸付契約 住宅資金貸付債権に係る資金の貸付契約をいう。

第九十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生債務者の申立てにより、相当の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている前条第三号に規定する抵当権の実行手続の中止を命ずることができる。

2 第三十一条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による中止の命令について準用する。

3 裁判所は、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなる場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者の申立てにより、その弁済することを許可することができる。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第九十八条 住宅資金貸付債権(民法第四百九十九条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者(弁済をするについて正当な利益を有していた者に限る。)が当該代位により有するものを除く。)については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権(第九十六条第三号に規定する抵当権を除く。)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する抵当権が設定されている場合において当該不動産の上に

同項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するとき、この限りでない。

2 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第二百四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者又は第二百四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者が数人あるときは、その全員を対象として住宅資金特別条項を定めなければならない。

(住宅資金特別条項の内容)

第九十九条 住宅資金特別条項においては、次項又は第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

一 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたこととすれば弁済期が到来しないものを除く。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息(住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいう。以下この条において同じ。)並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償(その全額を、再生計画(住宅資金特別条項を除く。)で定める弁済期間(当該期間が五年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から五年。第三項において「一般弁済期間」という。)内に支払うこと)。

二 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来しない住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたこととすれば弁済期が到来しないものを含む。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息(住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従つて支払うこと)。

2 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、住宅資金特別条項において、住宅資金貸付債権に係る債務の弁済期を住宅資金貸付契約において定

められた最終の弁済期(以下この項及び第四項において「約定最終弁済期」という。)から後の日に定めることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 次に掲げる債権について、その全額を支払うものであること。

イ 住宅資金貸付債権の元本及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息

ロ 再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償

二 住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期が約定最終弁済期から十年を超えず、かつ、住宅資金特別条項による変更後の最終の弁済期における再生債務者の年齢が七十歳を超えないものであること。

三 第一号イに掲げる債権については、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

3 前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、一般弁済期間の範囲内で定める期間(以下この項において「元本猶予期間」という。)中は、住宅資金貸付債権の元本の一部及び住宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住宅約定利息のみを支払うものとすることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる要件があること。

二 前項第一号イに掲げる債権についての元本猶予期間を経過した後の弁済期及び弁済額の定めについては、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

4 住宅資金特別条項によつて権利の変更を受ける者の同意がある場合には、前三項の規定にかかわらず、約定最終弁済期から十年を超えて住宅資金貸付債権に係る債務の期限を猶予することその他前三項に規定する変更以外の変更をす

ることを内容とする住宅資金特別条項を定めることができる。

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については第百五十五条第一項の規定を、住宅資金特別条項については同条第三項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者については第百六十条及び第百六十五条第二項の規定を適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の提出等)

第二百条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案は、再生債務者のみが提出することができる。

2 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再生債権の調査において第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権の内容について述べた異議は、それぞれその時においてその効力を失う。ただし、これらの時までに、当該異議に係る再生債権の確定手続が終了していない場合に限る。

一 いずれの届出再生債権者も裁判所の定めた期間又はその伸長した期間内に住宅資金特別条項の定めのない再生計画案を提出しなかったとき、当該期間が満了した時

二 届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき、第百六十七条ただし書に規定する決定がされた時

三 住宅資金特別条項を定めた再生計画案及び届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が共に決議に付され、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた時

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第百四条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める時までに第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付

債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様とする。この場合においては、当該異議を述べた者には、第百四条第三項及び第百八十条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

5 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなったときは、前項前段に規定する再生債権者又は保証会社は、第百七十条第一項本文の異議を述べることができない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議等)

第二百一条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議においては、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者及び保証会社は、住宅資金貸付債権又は住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権については、議決権を有しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、裁判所は、当該住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者の意見を聴かなければならない。第百六十七条の規定による修正(その修正が、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者に不利な影響を及ぼさないことが明らかなる場合を除く。)があつた場合における修正後の住宅資金特別条項を定めた再生計画案についても、同様とする。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画案に対する第百六十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第百七十四条第二項各号(第二号を除く。)」とあるのは、「第百二十二条第二項各号(第四号を除く。)」とする。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百二条 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、再生計画不認可の決定をする。

一 第百七十四条第二項第一号又は第四号に規定する事由があるとき。

二 再生計画が遂行可能であると認めることができないとき。

三 再生債務者が住宅の所有権又は住宅の用に供されている土地を住宅の所有のために使用する権利を失うこととなると見込まれるとき。

四 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。

3 住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者は、再生債権の届出をしていない場合であっても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)

第二百三条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、第百七十七条第二項の規定は、住宅及び住宅の敷地に設定されている第百九十六条第三号に規定する抵当権並びに住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利については、適用しない。この場合において、再生債務者が連帯債務者の一人であるときは、住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連帯債務者に対して効力を有する。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、住宅資金特別条項によって変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失についての定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九条第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第百二十三条第二項及び第百八十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画(住宅資金特別条項を除く。)」で定められた弁済期間」と、

「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画(住宅資金特別条項を除く。)」に基づく弁済」とする。

4 住宅資金特別条項によって変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十一条第二項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

(保証会社が保証債務を履行した場合の取扱)

第二百四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行していたときは、当該保証債務の履行は、なかつたものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に対して、当該弁済をした額につき当該住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に対して交付しなければならない。

(査定の申立てがされなかつた場合等の取扱い)

第二百五条 第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかつた場合(第百七条及び第百九条の場合を除く。)、第百二条第二項の規定により同項本文の異議が効力を失つた場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合においては、住宅資金特別条項については、第百五十七條、第百五十九條、第百六十四條第二項後段及び第百七十九條の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、前項に規定する場合(保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。)における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項

における第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
（住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消し等）

第二百六条 住宅資金特別条項を定めた再生計画についての第百八十九条第一項第二号に掲げる事由を理由とする再生計画取消しの申立ては、同条第三項の規定にかかわらず、再生計画の定めによって認められた権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部（履行された部分を除く。）について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる当該権利を有する再生債権者であつて、その有する履行期限が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができ

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消しの決定が確定した場合における第百八十九条第七項ただし書及び第百九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債権者が再生計画によって得た権利」とあるのは、「再生債権者が再生計画によって得た権利及び第百二十四条第一項本文の規定により生じた効力」とする。

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則

（外国管財人との協力）

第二百七条 再生債務者等は、再生債務者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、外国管財人に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（再生手続の開始原因の推定）
第二百八条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

（外国管財人の権限等）

第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再

生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、債権者集会に出席し、意見を述べることができる。

3 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、第百六十三条第一項に規定する期間（同条第三項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間）内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が再生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときはその主文を、再生手続開始の決定があつたときは第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない（相互の手続参加）

第二百十條 外国管財人は、届出をしていない再生債権者であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 再生債務者等は、届出再生債権者（第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する者を含む。次項において同じ。）であつて、再生債務者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債権者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができ。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債権者の授權がなければならない。

第十二章 簡易再生及び同意再生に関する特則

第一節 簡易再生

第二百十一條 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等

の申立てがあつたときは、簡易再生の決定（再生債権の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。）をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

2 前項の申立てをする場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四條第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者の総債権」とあるのは、「届出再生債権者の債権（第百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があつたものを除く。）の全部」と、債権を有する届出再生債権者」とあるのは、「当該債権を有する届出再生債権者」と、前項中「第百七十四條第二項各号（第三号を除く。）」とあるのは、「第二百二條第二項各号（第四号を除く。）」とする。

（簡易再生の決定の効力等）
第二百十二條 簡易再生の決定があつた場合には、一般調査期間に関する決定は、その効力を失う。

2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、議決権行使の方法としての第百六十九條第二項第二号に掲げる方法及び第百七十二條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、前条第一項後段の再生計画案を決議に付する旨の決定をしなければならない。

3 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日、前項に規定す

る期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第百五十五条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。

4 前項の債権者集会については、第百五十五条第一項から第四項までの規定は適用しない。

5 簡易再生の決定があつた場合における第百七十二條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九條第二項前段」とあるのは、「第二百二條第二項」とする。

（即時抗告等）

第二百十三條 第二百十一條第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

3 簡易再生の決定を取り消す決定が確定した場合には、簡易再生の決定をした裁判所は、遅滞なく、一般調査期間を定めなければならない。

4 第百二條第三項から第五項までの規定は、前項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。

5 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により中断した手続は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

（債権者集会の特則）

第二百十四條 第二百十二條第三項に規定する債権者集会においては、第二百十一條第一項後段の再生計画案のみを、決議に付することができる。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第百二十五條第一項の報告書の提出がされた後でなければ、前項の再生計画案を決議に付することができない。

3 第一項の債権者集会に出席しなかった届出再生債権者が第二百十一條第一項後段に規定する同意をしている場合には、第百七十二條の第三項及び第六項の規定の適用については、当該届出再生債権者は、当該債権者集会に出席して再生計画案について同意したものとみなす。ただし、当該届出再生債権者が、第一項の債権者集会の開始前に、裁判所に対し、第二百十一條

第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
(再生計画の効力等の特則)

第二百十五條 簡易再生の決定があつた場合において、再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(約定劣後再生債権の届出がない場合における約定劣後再生債権及び再生手続開始前の罰金等を除く。)は、第五十六條の一般的基準に従い、変更される。

2 前項に規定する場合における第八十二条、第八十八條第三項及び第二百六條第一項の規定の適用については、第八十二条中「認可された再生計画の定めによつて認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあり、並びに第八十九條第三項及び第二百六條第一項中「再生計画の定めによつて認められた権利」とあるのは、「第二百十五條第一項の規定により変更された後の権利」とする。

3 第一項に規定する場合において、約定劣後再生債権の届出がないときは、再生債務者は、約定劣後再生債権について、その責任を免れる。

4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生債権の調査及び確定に関する規定等の適用除外等)

第二百十六條 簡易再生の決定があつた場合には、第六十七條第四項、第四章第三節、第五百七十七條、第五百五十九條、第六百六十四條第二項後段、第六百六十九條、第七百七十一條、第七百七十八條から第八十條まで、第八百八十一條第一項及び第二項、第八百八十五條(第八百八十九條第八項、第九百九十五條第二項及び第九百九十五條第七項において準用する場合を含む。)、第八百八十六條第三項及び第四項、第八百八十七條、第二百六條第二項及び第四項並びに第二百五條第二項の規定は、適用しない。

2 簡易再生の決定があつた場合における第六十七條第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第二節 同意再生
(同意再生の決定)

第二百十七條 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等

の申立てがあつたときは、同意再生の決定(再生債権の調査及び確定の手続並びに再生債務者等が提出した再生計画案の決議を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、すべての届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限る、することができる。

2 裁判所は、財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第二百二十五條第一項の報告書の提出がされた後でなければ、同意再生の決定をすることができない。

3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第七十四條第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

4 同意再生の決定があつた場合には、その主文、理由の要旨及び第一項後段の再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第二百十五條第一項本文に規定する者に通知しなければならない。

5 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段、第三項及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者(第九百九十八條第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものを除く。)」と、第三項中「第七十四條第二項各号(第三号を除く。)」とあるのは、「第二百二條第二項各号(第四号を除く。)」と、前項中「第一百五條第一項本文に規定する者」とあるのは、「第一百五條第一項本文に規定する者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないもの」とする。

6 第七十四條第三項及び第二百一十一條第二項の規定は第一項の申立てについて、第七十四條第五項及び第二百一十二條第一項の規定は同意再生の決定があつた場合について、第二百二條第三項の規定は第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における

同意再生の決定に関する意見について準用する。

(即時抗告)
第二百十八條 前条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

3 第七十五條第二項及び第三項の規定は第一項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八條において準用する民事訴訟法第三百三十六條の規定による抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てについて、第二百十三條第三項の規定は同意再生の決定を取り消す決定が確定した場合について、第二百二條第三項から第五項までの規定はこの項において準用する第二百十三條第三項の一般調査期間を定める決定の送達について準用する。

(同意再生の決定が確定した場合の効力)
第二百十九條 同意再生の決定が確定したときは、第二百十七條第一項後段の再生計画案に基づいて、再生計画認可の決定が確定したものとみなす。

2 第七十三條、第二百十三條第五項及び第二百十五條の規定は、同意再生の決定が確定した場合について準用する。

(再生債権の調査及び確定に関する規定等の適用除外等)

第二百二十條 同意再生の決定があつた場合には、第六十七條第四項、第四章第三節、第五百七十七條、第六百五十九條、第六百六十四條第二項後段、第七章第三節、第七百七十四條、第七百七十五條、第七百七十八條から第八十條まで、第八百八十一條第一項及び第二項、第八百八十五條(第八百八十九條第八項、第九百九十五條第二項及び第九百九十五條第七項において準用する場合を含む。)、第八百八十六條第三項及び第四項、第八百八十七條、第二百六條第二項及び第四項並びに第二百五條第二項の規定は、適用しない。

2 同意再生の決定があつた場合における第六十七條第三項の規定の適用については、同項中「訴訟手続のうち再生債権に関しないもの」とあるのは、「訴訟手続」とする。

第十三章 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則

第一節 小規模個人再生
(手続開始の要件等)

第二百二十一條 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込

みがあり、かつ、再生債権の総額(住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができるものと見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く。)が五十万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続(以下「小規模個人再生」という。)を行うことを求めることができる。

2 小規模個人再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際(債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあっては、再生手続開始の決定があるまで)にしなければならない。

3 前項の申述をするには、次に掲げる事項を記載した書面(以下「債権者一覧表」という。)を提出しなければならない。

一 再生債権者の氏名又は名称並びに各再生債権の額及び原因

二 別除権者については、その別除権の目的である財産及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる再生債権の額(以下「担保不足見込額」という。)

三 住宅資金貸付債権については、その旨

四 住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思があるときは、その旨

五 その他最高裁判所規則で定める事項

4 再生債務者は、債権者一覧表に各再生債権についての再生債権の額及び担保不足見込額を記載するに当たっては、当該額の全部又は一部につき異議を述べる旨がある旨を記載することができる。

5 第一項に規定する再生債権の総額の算定及び債権者一覧表への再生債権の額の記載に関しては、第八十七條第一項第一号から第三号までに掲げる再生債権は、当該各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額の債権として取り扱うものとする。

6 再生債務者は、第二項の申述をするときは、当該申述が第一項又は第三項に規定する要件に該当しないことが明らかになった場合においても再生手続の開始を求める意思があるかを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

7 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生

事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により再生手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

第二百二十二条 小規模個人再生においては、裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、債権届出期間のほか、届出があった再生債権に対して異議を述べることができる期間をも定めなければならない。この場合においては、一般調査期間を定めることを要しない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

再生債務者及び知れている再生債権者には、前項に規定する事項を通知しなければならない。

裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があった再生債権に対して異議を述べる期間（以下「一般異議申述期間」という。）を公告しなければならない。

ものについては、異議を述べることはできない。

第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があった場合には、裁判所は、その再生債権に対して異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べる期間（以下「特別異議申述期間」という。）を定めなければならない。

前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、再生債権の評価の申立てを却下しなければならない。

裁判所は、第二百二十三条第一項の規定による決定において、同条第二項第二号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

第二百二十三条第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者（当該個人再生委員が同項第一号に掲げる事項をも職務として指定された場合にあつては、再生債権者）に対し、再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の提出を求めることができる。

再生債権の評価においては、裁判所は、再生債権の評価の申立てに係る再生債権について、その債権の存否及び額又は担保不足見込額を定める。

裁判所は、再生債権の評価をする場合には、第二百二十三条第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員の意見を聴かなければならない。

第七項の規定による再生債権の評価については、第二百三十一条第五項の規定を準用する。

再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する旨の意思がある旨の記載がされた場合における第九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権に再生債権を有しないものは、第一項本文及び第三項の異議を述べることはできない。

再生債権の評価の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

別段の定めをする場合を除き、次に定めるところによらなければならない。

一 弁済期が三月に一回以上到来する分割払の方法によること。

二 最終の弁済期を再生計画認可の決定の確定の日から三年後の日が属する月中の日（特別の事情がある場合には、再生計画認可の決定の確定の日から五年を超えない範囲内で、三年後の日が属する月の翌月の初日以降の日）とすること。

三 第一項の規定にかかわらず、再生債権のうち次に掲げる請求権については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

一 再生債務者が故意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

二 再生債務者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）

三 次に掲げる義務に係る請求権

イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの

四 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者その他の再生債権者との間については第一項の規定を、住宅資金特別条項については第二項の規定を適用しない。

（再生計画案の決議）

第二百三十条 裁判所は、一般異議申述期間（特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間を含む。）が経過し、かつ、第二百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付することができない。当該一般異議申述期間内に第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合（特別異議申述期間が定められた場合には、

は、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規定による異議が述べられた場合を含む。）には、第二百二十七条第一項本文の不変期間を経過するまでの間（当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされるまでの間）も、同様とする。

二 裁判所は、再生計画案について第七百七十四条第二項各号（第三号を除く。住宅資金特別条項を定めた再生計画案については、第二百二条第二項第一号から第三号まで）又は次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認める場合は、その再生計画案を決議に付することができない。

三 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、前二項の場合を除き、議決権行使の方法としての第六百六十九条第二号に掲げる方法及び第七百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

四 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対して、同項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に同項の規定により定められた方法によりその旨を回答すべき旨を通知しなければならない。

五 第三項の決定があつた場合における第七百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第六百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百三十条第三項」とする。

六 第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。

七 再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者のうち第七百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものがあるときの前項の規定の適用については、当該議決権者一人につき、議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

八 届出再生債権者は、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかった届出再生債権（第二百二十六条第五項に規定するものを除く。以下「無異議債権」という。）については届出があつた再生債権の額又は担保不足見込額に応じて、第二百二十七条第七項の規定により裁判所が債権の額又は担保不足見込額を定めた再生債権（以下「評価済債権」という。）についてはその額に応じて、それぞれ議決権を行使することができる。

（再生計画の認可又は不認可の決定）

第二百三十一条 小規模個人再生において再生計画案が可決された場合には、裁判所は、第七百七十四条第二項（当該再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものであるときは、第二百二条第二項）又は次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

二 小規模個人再生においては、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合にも、再生計画不認可の決定をする。

一 再生債務者が将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがないとき。

二 無異議債権の額及び評価済債権の額の総額（住宅資金貸付債権の額、別除権の行使によつて弁済を受けることができる見込まれる再生債権の額及び第八十四条第二項に掲げる請求権の額を除く。）が五千万円を超えているとき。

三 前号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円を超え五千万円以下の場合においては、当該無異議債権及び評価済債権（別除権の行使によつて弁済を受けることができる見込まれる再生債権及び第八十四条第二項各号に掲げる請求権を除く。以下「基準債権」という。）に対する再生計画に基づく弁済の総額（以下「計画弁済総額」という。）が当該無異議債権の額及び評価済債権の額の総額の十分の一を下回っているとき。

四 第二号に規定する無異議債権の額及び評価済債権の額の総額が三千万円以下の場合においては、計画弁済総額が基準債権の総額の五分の一又は百万円のいずれが多い額（基準債権の総額が百万円を下回っているときは基準債権の総額、基準債権の総額の五分の一が三百万円を超えるときは三百万円）を下回っているとき。

五 再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合において、再生計画に住宅資金特別条項の定めがないとき。

（再生計画の効力等）

第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される。

二 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利（第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権については前項の規定により変更された後の権利とし、第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第五百五十六条の一般の基準に従い、変更される。

三 前項に規定する場合における同項の規定により変更された再生債権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は再生計画が取り消された場合であつた場合は弁済を受けた再生計画が取り消された時。次項及び第五項において同じ。）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。ただし、当該変更に係る再生債権が、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができず、かつ、その事由が第二百三十条第三項に規定する決定前に消滅しなかつたもの又は再生債権の評価の対象となつたものであるときは、この限りでない。

四 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権であるものについては、第五百五十六条の一般の基準に従つて弁済をし、かつ、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当該請求権の債権額から当該弁済期間内に弁済をした額を控除した残額につき弁済をしなければならない。

五 第二項に規定する場合における第二百二十九条第三項各号に掲げる請求権であつて無異議債権及び評価済債権以外のものについては、再生計画で定められた弁済期間が満了する時に、当

該請求権の債権額の全額につき弁済をしなければならない。ただし、第三項ただし書に規定する場合には、前項の規定を準用する。

6 第二項に規定する場合における第百八十二条、第百八十九条第三項及び第百六条第一項の規定の適用については、第百八十二条中「認可された再生計画の定めによって認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあるのは「第百三十二条第二項の規定により変更された後の権利及び第百二十九条第三項各号に掲げる請求権」と、第百八十九条第三項中「再生計画の定めによって認められた権利の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第百三十二条第二項の規定により変更された後の権利の全部及び第百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）」であつて、履行されていない部分」と、第百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部（履行された部分を除く。）」とあるのは「第百三十二条第二項の規定により変更された後の権利（住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く。）の全部及び第百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第百三十二条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）」であつて、履行されていない部分」とする。

7 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第三項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）」で定められた弁済期間」と、第三項本文中「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）」に基づく弁済」と、同項ただし書中「又は再生債権の評価の対象となつたもの」とあるのは「若しくは再生債権の評価の対象となつたものであるとき、又は当該変更後の権利が住宅資金特別条項によって変更された後の住宅資金貸付債権」とする。

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についてのこれらの規定

による権利の変更の効力は、租税条約等実施特別法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（再生手続の終結）

第百三十三条 小規模個人再生においては、再生手続は、再生計画認可の決定の確定によって当然に終結する。

（再生計画の変更）

第百三十四条 小規模個人再生においては、再生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となつたときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができ。この場合においては、変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から二年を超えない範囲で定めなければならない。

2 前項の規定により再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。

3 第百七十五条（第二項を除く。）及び第百七十六条の規定は、再生計画の変更の決定があつた場合について準用する。

（計画遂行が極めて困難となつた場合の免責）

第百三十五条 再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

一 第百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項ただし書に規定する各再生債権に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていないこと。

二 第百二十九条第三項各号に掲げる請求権（第百三十一条第四項（同条第五項ただし書において準用する場合を含む。）の規定により第百五十六条の一般的基準に従って弁済される部分に限る。）に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていないこと。

三 免責の決定をすることが再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。

四 前条の規定による再生計画の変更をすることが極めて困難であること。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、届出再生債権者の意見を聴かなければならない。免責の決定があつたときは、再生債務者及び届出再生債権者に対して、その主文及び理由の

要旨を記載した書面を送達しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 免責の決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務（第百二十九条第三項各号に掲げる請求権及び再生手続開始前の罰金等を除く。）の全部についてその責任を免れる。

7 免責の決定の確定は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

8 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」とする。

9 第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特別法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（再生計画の取消し）

第百三十六條 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第百八十九条第二項の規定を準用する。

（再生手続の廃止）

第百三十七條 小規模個人再生においては、第百三十条第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生

手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

2 小規模個人再生において、再生債務者が財産目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。この場合においては、第百九十三条第二項の規定を準用する。

（通常の再生手続に関する規定の適用除外）

第百三十八條 小規模個人再生においては、第三十四条第二項、第三十五条、第三十七条本文（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）及びただし書、第四十条、第四十条の二（民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。）、第四十二条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項（これらの規定中約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第四章第三節（第百三十三条第二項から第四項までを除く。）及び第四節、第百二十六条、第六章程第二節、第百五十五条第一項から第三項まで、第百五十六条（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十三条第二項、第百六十四条第二項後段、第百六十五条第一項、第七章第三節（第百七十二條を除く。）、第百七十四条第一項、第百七十四条の二、第百七十五条第二項、第百七十八條から第百八十条まで、第百八十一条第一項及び第二項、第百八十五条（第百八十九条第八項、第百九十条第二項及び第百九十五条第七項において準用する場合を含む。）、第百八十六条第三項及び第四項、第百八十七条、第百八十八条、第百九十条第二項及び第四項、第百九十二条第一項、第百九十五条第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

第二節 給与所得者等再生

（手続開始の要件等）

第百三十九條 第二百一十一条第一項に規定する債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものは、この節に規定する特別の適用を受ける再生手続（以下「給与所得者等再生」という。）を行うことを求めることができる。

2 給与所得者等再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際（債権者が再生手続開始の申立てをした場合にあっては、再生手続開始の決定があるまで）にしなければならない。

3 再生債務者は、前項の申述をするときは、当該申述が第二百二十一条第一項又は第二百四十四条において準用する第二百二十一条第三項に規定する要件に該当しないことが明らかにになった場合に通常の再生手続による手続の開始を求める意思があるか否か及び第五項各号のいずれかに該当する事由があることが明らかになった場合に小規模個人再生による手続の開始を求める意思があるか否かを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

4 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定による通常の再生手続による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであり、認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を小規模個人再生により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が第三項本文の規定により小規模個人再生による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないこと。

二 再生債務者について次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に当該申述がされたこと。

イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

ロ 第二百三十五条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定す

る免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

ハ 破産法第二百五十二条第一項に規定する免責許可の決定が確定したこと 当該決定の確定の日

（再生計画案についての意見聴取）
第二百四十条 給与所得者等再生において再生計画案の提出があつた場合には、裁判所は、次に掲げる場合を除き、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をしなければならない。

一 再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認めるとき。

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四条の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不変期間が経過していないとき（当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき）。

三 特別異議申述期間が定められた場合において、当該特別異議申述期間が経過していないか、又は当該特別異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第三項の規定による異議が述べられたときであつて第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不変期間が経過していないとき（当該不変期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき）。

四 第二百二十五条第一項の報告書の提出がされていないとき。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

3 給与所得者等再生における第九十五条第四項及び第百六十七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案を決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定」とする。

（再生計画の認可又は不認可の決定等）
第二百四十一条 前条第二項の規定により定められた期間が経過したときは、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。

一 第百七十四条第二項第一号又は第二号に規定する事由（再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同項第一号又は第二百二条第二項第二号に規定する事由）があるとき。

二 再生計画が再生債権者の一般の利益に反するとき。

三 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合において、第二百二条第二項第三号に規定する事由があるとき。

四 再生債務者が、給与若しくはこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五 第二百三十一条第二項第二号から第五号までに規定する事由のいずれかがあるとき。

六 第二百三十九条第五項第二号に規定する事由があるとき。

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができる場合、又は再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税、個人の市町村民税又は特別区民税及び森林環境税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料（ロ及びハにおいて「所得税等」という。）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税、個人の市町村民税又は特別区民税及び森林環境税並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料（ロ及びハにおいて「所得税等」という。）に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ロ 再生債務者が再生計画案の提出前二年間の途中で、給与又はこれに類する定期的な

収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた場合（イに掲げる区分に該当する場合を除く。） 給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ハ イ及びロに掲げる区分に該当する場合以外の場合 再生計画案の提出前二年間の再生債務者の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を二で除した額

3 前項第七号に規定する一年分の費用の額は、再生債務者及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定める。

（再生計画の取消し）
第二百四十二条 給与所得者等再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回り、又は再生計画が前条第二項第七号に該当することが明らかになったときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第百八十九条第二項の規定を準用する。

（再生手続の廃止）
第二百四十三条 給与所得者等再生において、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 第二百四十一条第二項各号のいずれにも該当しない再生計画案の作成の見込みがないことが明らかにしたとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出された再生計画案に第二百四十一条第二項各号のいずれかに該当する事由があるとき。

（小規模個人再生の規定の準用）
第二百四十四条 第二百二十一条第三項から第五項まで、第二百二十二条から第二百二十九条ま

で、第二百三十二条から第二百三十五条まで及び第二百三十七条第二項の規定は、給与所得者等再生について準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百四十五条 給与所得者等再生においては、第二百三十八条に規定する規定並びに第八十七条第一項及び第二項、第一百七十二条、第一百七十四条第二項及び第三項、第九十一条並びに第二百二十二条第二項の規定は、適用しない。

第十四章 再生手続と破産手続との間の移行

第一節 破産手続から再生手続への移行

(破産管財人による再生手続開始の申立て)

第二百四十六条 破産管財人は、破産者に再生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所(破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ)の許可を得て、当該破産者について再生手続開始の申立てをすることができ、

裁判所は、第一項の許可の申立てがあつた場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、労働組合等(当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該破産者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは当該破産者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。)の意見を聴かなければならない。

第一項の規定による再生手続開始の申立てについては、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(再生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十七条 裁判所は、再生手続開始の決定をする場合において、第三十九条第一項の規定により中止することとなる破産手続において届出があつた破産債権の内容及び原因、破産法第二百二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、再生債権であつて当該破産手続において破産債権としての届出があつたもの(同法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があつた債権、共助

対象外国租税の請求権及び同法第九十七条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第三十五条第一項の規定による公告に、再生債権であつて前項の破産手続において破産債権としての届出があつたものを有する再生債権者は当該再生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている再生債権者に通知しなければならない。

3 第一項の規定による決定があつた場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があつた債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。）が、第九十四条第一項に規定する債権届出期間の初日に、再生債権の届出をしたものとみなす。

4 前項の場合においては、当該破産債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、再生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一 破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百十一条第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出 第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権の原因の届出

二 当該破産債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第一百十一条第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出 第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び同項に規定する再生債権についての議決権の額並びに同項に規定する再生債権の原因の届出

三 破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百十一条第三号に掲げるその旨の届出 第九十四条第一項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出

四 破産法第一百十一条第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出 第九十四

条第二項に規定する別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

5 前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第九十四条第一項に規定する債権届出期間内に再生債権の届出をした場合には、当該破産債権としての届出をした者が有する第三項の破産債権としての届出があつた債権については、適用しない。

6 前各項の規定は、第一項の再生手続開始の決定に係る再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生である場合には、適用しない。

第二節 再生手続から破産手続への移行（再生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送）

第二百四十八条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき再生手続開始の決定があつた場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるときは、職権で、当該破産事件を再生裁判所に移送することができる。

（再生手続終了前の破産手続開始の申立て等）

第二百四十九条 破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。以下この条において同じ。）があつた場合には、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該決定の確定前においても、再生裁判所に当該再生債務者についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に第九十三条若しくは第九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があつた場合も、同様とする。

2 前項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した後でなければ、することができない。

（再生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十条 破産手続開始前の再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定

が確定した場合において、裁判所は、当該再生債務者に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができるとする。

2 破産手続開始後の再生債務者について再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定が確定した場合に於ては、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならぬ。ただし、前条第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定をする場合は、この限りでない。

(再生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等)

第二百五十一条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全管理命令又は同法第九十七条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十四条第四項において「保全処分等」という。）を命ずることができる。

一 破産手続開始前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可又は再生計画取消しの決定があった場合

二 破産手続開始後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失った後に第百九十三条若しくは第百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があった場合

裁判所は、前項第一号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならぬ。

3 第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があったときは、その効力を失う。同項第二号の再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があったときにおける同号の規定による保全処分等についても、同様とする。

4 破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び

第二百七十一条第四項の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができない。

（再生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係）

第二百五十二條

破産手続開始前の再生債務者に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定（破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条（第一項第一号を除く。）、第六十二條（第一項第二号を除く。）、第六十三條第二項、第六十四條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條並びに第六十七條第二項（同法第七十條第二項において準用する場合を含む。）の規定をいう。第三項において同じ。）の適用については、再生手続開始の申立て等（再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画認可の決定又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）が確定した場合にあっては再生手続開始の申立て、再生手続開始によって効力を失った特別清算の手続における特別清算開始の申立て又は破産法第二百六十五條の罪に該当することとなる再生債務者、その法定代理人若しくは再生債務者の理事、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者の行為をい）、再生計画取消しの決定であつて再生手続の終了前にされた申立てに基づくもの以外のものが確定した場合にあっては再生計画取消しの申立てをいう。以下この項において同じ。）は、当該再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一 第二百五十條第一項の規定による破産手続開始の決定があつた場合

二 再生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、当該決定の確定後に破産手続開始の決定があつた場合

三 再生手続開始の決定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、再生手続開始の決定の取消しの決定の確定後、第九十一条から第九十三條まで、第二百三十七條及び第二百四十三條の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止の決定の確定後又は再生計画不認可の決定の確定後に、破産手続開始の決定があつた場合

四 第二百四十九條第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があつた場合

二 再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定による再生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があつた場合における破産法第七十六條前段の規定の適用については、再生手続開始の決定の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

三 破産手続開始後の再生債務者について第二百四十九條第一項後段の規定による破産手続開始の申立てに基づいて破産手続開始の決定があつた場合又は第二百五十條第二項の規定による破産手続開始の決定があつた場合における破産法の関係規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申立てがあつた時に破産手続開始の申立てがあつたものとみなす。

一 第九十三條若しくは第九十四條の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）の確定に伴い破産手続開始の決定があつた場合 再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の申立て

二 再生計画取消しの決定で前号に掲げるものの以外のものの確定に伴い破産手続開始の決定があつた場合 再生計画取消しの申立て

四 前項に規定する破産手続開始の決定があつた場合（同項第一号に掲げる場合に限る。）における破産法第七十六條前段の規定の適用については、再生計画認可の決定の確定によって効力を失った破産手続における破産手続開始の日を同条前段の破産手続開始の日とみなす。

五 第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつた場合（同項第二号に掲げる場合を除く。）における破産法第二百四十九條第一項の規定の適用については、同項中「破産手続開始前三月間」とあるのは、「破産手続開始前三月間（破産手続開始の日前に再生手続開始の決定があるときは、再生手続開始前三月間）」とする。

六 前項に規定する破産手続開始の決定があつた場合には、共益債権（再生手続が開始されなかつた場合における第五十條第二項並びに第九十條第一項及び第四項に規定する請求権を含む。）は、財団債権とする。破産手続開始後の

再生債務者について再生手続開始の申立ての棄却、第九十一条から第九十三條まで、第二百三十七條及び第二百四十三條の規定による再生計画認可の決定の確定前の再生手続廃止又は再生計画不認可の決定の確定によって破産手続が続行された場合も、同様とする。

（破産債権の届出を要しない旨の決定）

第二百五十三條

裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において、終了した再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第五十五條第一項本文に規定する権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができ、

二 裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二條第一項の規定による公告に、破産債権であつて前項の再生手続において再生債権としての届出があつたものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知れている破産債権者に通知しなければならない。

三 第一項の規定による決定があつた場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があつた債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第一百一十條第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

四 前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一 第八十七條第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第九十四條第一項に規定

する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出 破産法第一百一十條第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第九十四條第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権の原因の届出 破産法第一百一十條第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三 第八十四條第二項各号に掲げる債権についての第九十四條第一項に規定する再生債権の内容の届出 破産法第一百一十條第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四 第八十七條第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる債権についての第九十四條第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出 届出があつた再生債権の内容としての額から届出があつた再生債権についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第一百一十條第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五 約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての第九十四條第一項に規定するその旨の届出 破産法第一百一十條第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出 第九十四條第二項に規定する別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出 破産法第一百一十條第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

六 前項各号（第四号を除く。）の規定にかかわらず、第一項の再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生であるときは、届出があつた再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額（第二百二十五條の規定により届出をしたものとみなされる再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額を含む。）を破産債権の額及び原因並びに破産法第一百一十條第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額として届出をしたものとみなす。

六 前三項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が破産法第一百一十條第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有す

る第三項の再生債権としての届出があった債権については、適用しない。

7 前各項の規定は、再生計画の履行完了前に再生債務者についてされる破産手続開始の決定に係る破産手続について準用する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い)

第二百五十四条 再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合において、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、第六十八条第二項又は第三百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続(再生手続が終了した際に係属する同項の訴えに係る訴訟手続が第四百四十一条第一項の規定により中断しているものを含む。第三項及び第四項において同じ。)は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ。

2 前項の場合においては、相手方の否認権限を有する監督委員又は管財人に対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

3 第一項の場合において、第六十八条第二項又は第三百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

4 第六十八条第二項又は第三百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月(その期間中に第二百五十一条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされていた期間があるときは、当該期間を除く。)以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

5 第一百二十二条の二第一項の規定により引き続き係属するものとされる第二百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があったときは、終了するものとする。この場合においては、第一百二十二条の二第三項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定は、第一百二十二条の二第四項の規定により中断した第六十六条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

第十五章 罰則

(詐欺再生罪)

第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 債務者の財産を隠匿し、又は損壊する行為
二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為
三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為
四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

2 前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

第二百五十六条 債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをして、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(監督委員等の特別背任罪)

第二百五十七条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この項において「監督委員等」という。)が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者(以下この項において「報告義務者」という。)の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十九条第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者(以下この項において「報告義務者」という。)の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人の業務に関し、第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 再生債務者が第五十九条第一項(第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだとき、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第五十九条第三項に規定する再生債務者の子会社等(同条第四項の規定により再生債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者等が、その再生債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項(第六十三

十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)

第二百五十九条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(監督委員等に対する職務妨害の罪)

第二百六十条 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(収賄罪)

第二百六十一条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を受つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この条において「監督委員等」という。)が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を受つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期日における議決権の行使又は第六十九條第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前各項の場合において、犯人又は法人である監督委員等が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第二百六十二條 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(再生債務者等に対する面会強請等の罪)

第二百六十三條 再生債務者（個人である再生債務者に限る。以下この条において同じ。）又はその親族その他の者に再生債権（再生手続が再生計画認可の決定の確定後に終了した後にあっては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を再生計画の定めるところによらずに弁済させ、又は再生債権につき再生債務者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債務者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第二百六十四條 第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十九條、第二百六十條及び第二百六十二條の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條の例に従う。

2 第二百五十七條及び第二百六十一條（第五項を除く。）の罪は、刑法第四條の例に従う。

3 第二百六十一條第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(両罰規定)

第二百六十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五十五

條、第二百五十六條、第二百五十八條（第一項を除く。）、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十二條又は第二百六十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(過料)

第二百六十六條 再生債務者又は再生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第八十六條第三項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2 再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者が正当な理由なく第二百二十七條第六項（第二百四十四條において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出の要求に応じない場合には、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（和議法及び特別和議法の廃止）

（和議法（大正十一年法律第七十二号）及び特別和議法（昭和二十一年法律第四十一号）は、廃止する。

第三条（和議法の廃止に伴う経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）
第二十六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年一月二九日法律第一二八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一月二九日法律第一二九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二九日法律第八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）
第三十八條 施行日前に前記した行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年一月二二日法律第一五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年八月一日法律第一三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年八月一日法律第一三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十四條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三條第八項、第五條第八項、第十六項及び第二十一項、

第八條第三項並びに第十三條において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の民事再生法（附則第五條第十九項、第六條第一項、第十二條第一項及び第十三條において「旧民事再生法」という。）第二十一條又は第二百九條第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に第一条の規定による改正後の民事再生法（以下この条並びに附則第十二條第一項第一号及び第二項第一号において「新民事再生法」という。）第二百四十九條第一項前段に規定する再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定若しくは再生計画取消しの決定（再生手続の終了前にされた申立てに基づくものに限る。）があつた場合又は第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に同条第一項後段に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第二百九十四條に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があつた場合には、新民事再生法第二百四十九條の規定を適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十條第一項に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第二項本文に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第二百九十三條若しくは第二百九十四條に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合には、新民事再生法第二百五十條の規定を適用する。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における破産手続開始前の再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十一條第一項第一号に規定する再生手続開始の申立ての棄却、再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画不認可若しくは再生計画取消しの

決定があつた場合又は第一項の再生事件における破産手続開始後の再生債務者について施行日以後に同条第一項第二号に規定する再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に新民事再生法第二百九十三條若しくは第二百九十四條に規定する再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があつた場合には、新民事再生法第二百五十一條の規定を適用する。

5 第一項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二條第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合には、新民事再生法第二百五十三條の規定を適用する。

6 施行日前に再生債権者につき再生債務者に対する債務負担の原因が生じた場合における再生債権者による相殺の禁止及び施行日前に再生債権者の取得の原因が生じた場合における当該者による相殺の禁止については、新民事再生法第九十三條及び第九十三條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前にされた行為の再生事件における否認については、新民事再生法第六章第二節（第二百三十四條の二、第二百三十四條の三、第二百三十五條から第二百三十八條まで、第四百十條及び第四百十一條を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 第一項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民事再生法第二百五十二條第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件に関する相殺の禁止及び否認については、新破産法第七十一條及び第七十二條並びに第六章第二節（第二百七十一條から第二百七十五條までを除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二條第一項、第三條第一項、第四條、第五條第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六條第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧民事再生法第二百四十六條及び第二百四十七條の規定の適用については第一号に掲げる

再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五條及び第二百五十六條の規定の適用については第二号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、旧更生特例法第五百三十九條及び第五百四十條の規定の適用については第三号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、それぞれみなす。

一 新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定 旧民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定

2 次の各号に掲げる場合における施行日前にした行為に対する旧破産法第三百七十四條から第三百七十六條まで及び第三百七十八條の規定の適用については、当該各号に定める破産手続開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産の宣告とみなす。

一 附則第二條第三項の規定により新民事再生法第二百五十條の規定が適用される場合 新民事再生法第二百五十條の規定によりされた破産手続開始の決定

（政令への委任）

第十四條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八條の表第三十三條の項を削る改正規定、同表第八十九條第二項の次の第九十條第一項の項を加える改正規定、同法第九十條、第九十八條、第二百一十一條及び第二百二十三條の改正規定、第二百二十八條の改正規定（同条を第二百九十九條とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第二百五十八條第二項（第一号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二條第二項（同項において準用する第二百五十八條第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三條、第二百六十一條第一項（同項において準用する第二百五十八條第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二

條、第二百六十八條第一項（同項において準用する第二百五十八條第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九條に係る部分に限る。並びに同法附則第十九條の表の改正規定（「第二百一十一條第一項」を「第二百一十一條」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の改正規定（「同法第一條第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二項」に改める部分に限る。）、第二條の規定、第三條の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九條第三項の改正規定を除く。）、第四條から第七條までの規定、附則第三條から第二十九條まで、第三十四條（第一項を除く。）、第三十六條から第四十三條まで、第四十七條、第五十條及び第五十一條の規定、附則第五十九條中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三號）第四條の四第一項第三号の改正規定、附則第七十條、第八十五條、第八十六條、第九十五條及び第九十九條の規定、附則第一百二十二條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五號）第二百二十六條の改正規定、附則第二百二十條から第二百二十二條までの規定、附則第二百二十三條中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百一十一號）第十二條の八第三項及び第十二條の十一第七項の改正規定、附則第二百二十五條の規定並びに附則第二百二十九條中会社更生法（平成十四年法律第五十四號）第二百五十五條第四項及び第二百四十四條の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三百三十五條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、不動産登記法の施行の日から施行する。

附則 (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二四年三月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二五年七月一日

イ及びロ 略

ハ 第七十七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十八号の六

第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第二号及び第二項の改正規定、第三

条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第

五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一

中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を

加える改正規定、第八条の規定(投資信託及

び投資法人に関する法律第二百五十二条の改

正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十

三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一

項を加える改正規定及び同法第五十二条の二

十二第四項中「前三項」を「前各項」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

に一項を加える改正規定、第十五条の規定、

第十九条のうち農林中央金庫法第五十八号中

第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加

える改正規定、第二十一条中信託業法第九十

一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八

条第一項の改正規定、第十二条の規定並び

に附則第三十条(株式会社地域経済活性化支

援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第

二十三条第二項の改正規定に限る。)、第三十

一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援

機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十

七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二

条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布

の日から起算して二十日を経過した日

二 略

三 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第

十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三

条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組

合法法第十一条の十一第一項及び第三項並び

に第二百七条第二項の改正規定、第九十九条

の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び

第二項及び第二項並びに第五十二条の三十

一第二項の改正規定、第十六条中保険業法第

百二十八条第二項、第二百二十六条第二項、第

二百七十一条の二十七第一項、第二百七十二

条の改正規定、第二百七十二条の四十第二

項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中

農林中央金庫法第五十八号第一項及び第三

項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十

一条中信託業法第四十二条第三項及び第五

十八号第二項の改正規定並びに附則第七号から

第十三号まで、第十五号、第十六号及び第二

十六号の規定 公布の日から起算して一年六

月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附則 (平成二六年六月二七日法律第九

一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の

施行の日から施行する。

附則 (平成二九年六月二日法律第四五

号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行

する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、

第二百六十七号の二、第二百六十七号の三及び

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す

る。

附則 (平成三一年三月二九日法律第三

号) 抄

この法律は、平成三十一年四月一日から

施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、

第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定

(第五十条第六項。)、を削る部分を除く。)、及

び同法第二百九十九号第二項の改正規定を除

く。)、第九号から第十六号まで、第十七号(特

別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三

号)第二十三号第一号の改正規定に限る。)、

第十八号、第十九号及び第二十一条(総務省設

置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一

項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限

る。)、の規定は、令和六年一月一日から施行す

る。

附則 (令和元年五月一七日法律第二

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日

二 附則第十六条中民事再生法(平成十一年法

律第二百二十五号)第百九十八号第一項の改

正規定 民法の一部を改正する法律(平成二

十九年法律第四十四号)の施行の日

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

める。

附則 (令和元年二月二一日法律第七

一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）

二 第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

附 則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年五月二五日法律第四十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する

る法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四

項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九百九十八条の規定並びに第二百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十一条の改正規定（「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。）、同法第四百二十二条第二項の改正規定、同法第六百六十六条第二項の改正規定、同法第六百六十七条の十一第七項の改正規定（「第九十二条第一項」の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第九百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条の二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六百七十七条中企業担保法第一百七十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第三百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改

正規定、第四百四十五條中民事再生法第百十五條の次に一條を加える改正規定及び同法第百五十三條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四號）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）、第百六十一條第一項の規定、第二百二條中会社更生法第百十條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四號）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）及び同法第百五十五條の次に一條を加える改正規定、第二百十六條第一項の規定、第二百十九條中人事訴訟法第九條に一項を加える改正規定及び同法第三十三條に二項を加える改正規定、第二百四十九條中破産法第百二十一條の次に一條を加える改正規定、同法第百二十二條第二項の改正規定、同法第百三十六條の次に一條を加える改正規定及び同法第百九十一條第三項の改正規定（「第八十五條」の下に「から第八十六條まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五條第一項の規定、第三百四條中非訟事件手続法第三十三條第四項の改正規定、同法第四十三條の改正規定及び同法第四十七條第一項の改正規定、第三百二十六條中家事事件手続法第四十條の改正規定、同法第四十九條の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第六十條第二項の改正規定（及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項の改正規定（第三項まで、」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九條第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十條第一項第六號の改正規定及び同法第二百六十一條第五項の改正規定、第三百四十一條中國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十條の改正規定、同法第七十五條第一項の改正規定、同法第八十條に一項を加える改正規定及び同法第百三十三條第六項の改正規定並びに第三百五十六條中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三條の改正規定（、第八十七條の二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日